

第10章 地域別の方針

10-1 エコロジカルネットワーク

都市の中にいきものたちのすめる場所を創出していくためには、地域の核となるみどりの保全を図るとともに、散在するみどりを緑道や街路樹などでつなぎ、いきものがすみ、移動できるみどりを効果的に配置することが重要です。

このようなみどりのネットワークを「エコロジカルネットワーク」といいます。市街地のエコロジカルネットワークの形成は、みどりが持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等のさまざまな機能が効果的に発揮され、人と自然が共生するまちを実現することにつながります。

これらのみどりのネットワークによって、野鳥の移動ルート、チョウの道、地表面の連結などを形成し、最終的には、市街地内のみどりやいきものの生息・生育環境が回復し、区民一人ひとりの足元までいきものが訪れ、いきものとのふれあいが実現することを目指します。

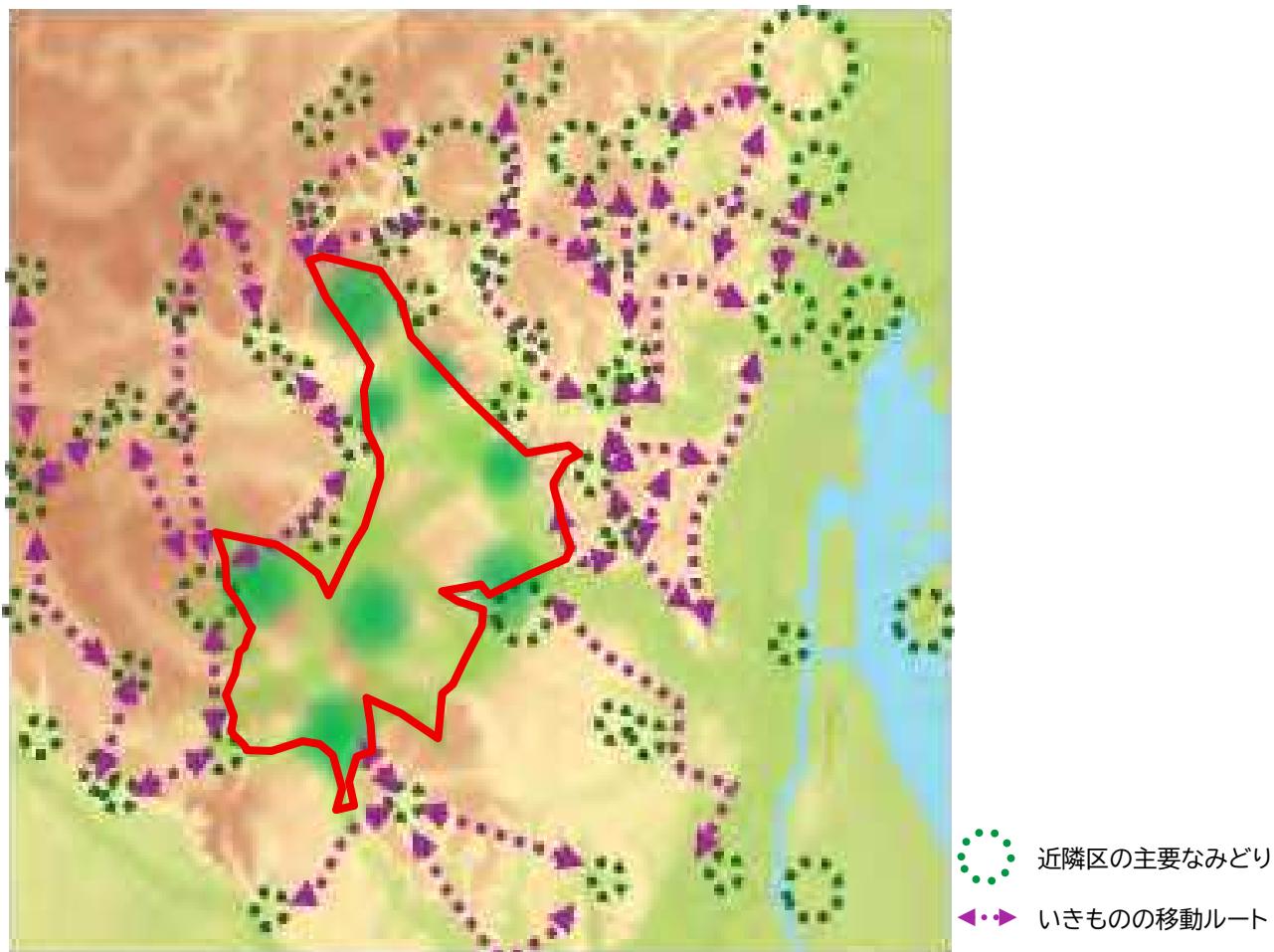


図 10-1 広域的なエコロジカルネットワーク

コラム 世界を旅するトンボのはなし

都内でよく見るトンボであるウスバキトンボですが、実は、このトンボは、毎年、東南アジアから海を越えて日本にやってきます。春先に海を渡ったウスバキトンボは沖縄や九州など比較的温かい地方に移動し、気温の上昇に合わせて、たどり着いたところの水辺で繁殖を繰り返し、北上していると考えられています。

区が小学生とともにいきもの調査を実施した際、市民調査である「ウスバキトンボ全国マーキング調査」で羽にマーキングを行ったウスバキトンボを再捕獲したことがあり、このトンボが東京都内でマーキングされて飛んできた(南西方向へ 7.5km)ことが分かりました。どこで生まれたかはわかりませんが、もしかしたら目黒区からずっと遠いところからやってきたかもしれません。

このように、ウスバキトンボが長い旅を続けるためには、いきものの通り道であるエコロジカルネットワークをみどりとみどりで繋ぐことが重要です。ウスバキトンボはそうした、エコロジカルネットワークを通じた、いきものつながりを教えてくれているのかもしれません。



再捕獲したウスバキトンボ



住宅地のみどりと生き物の移動経路のイメージ



都市域のエコロジカルネットワーク計画における動物の移動距離

※シジュウカラ、アズマヒキガエル(繁殖期)、シオカラトンボは「移動分散の直線距離」の平均値、アゲハチョウは最大値

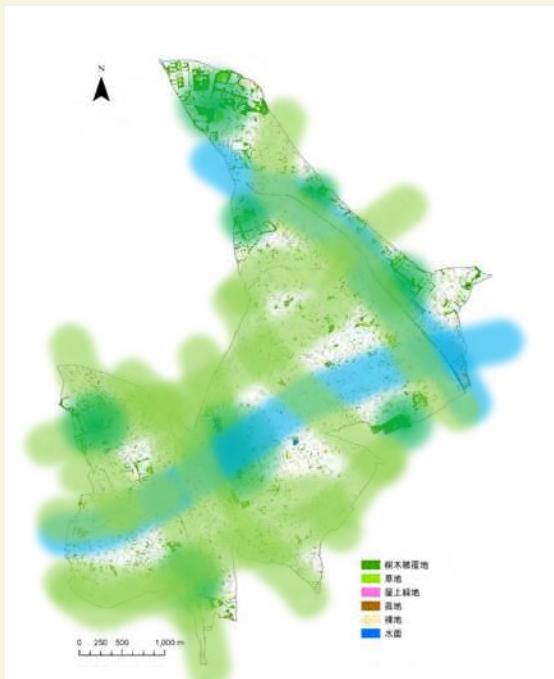
10-2 みどりの配置方針

みどりの拠点である8つの「めぐろの森」の維持・質の向上を図るとともに、目黒川や目黒通り沿いの街路樹などを「みどりの軸」としてつなげ、住宅地等のみどりの保全・創出を図ることで、緑地が持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の様々な機能が効果的に発揮されるエコロジカルネットワークの整備を進めます。

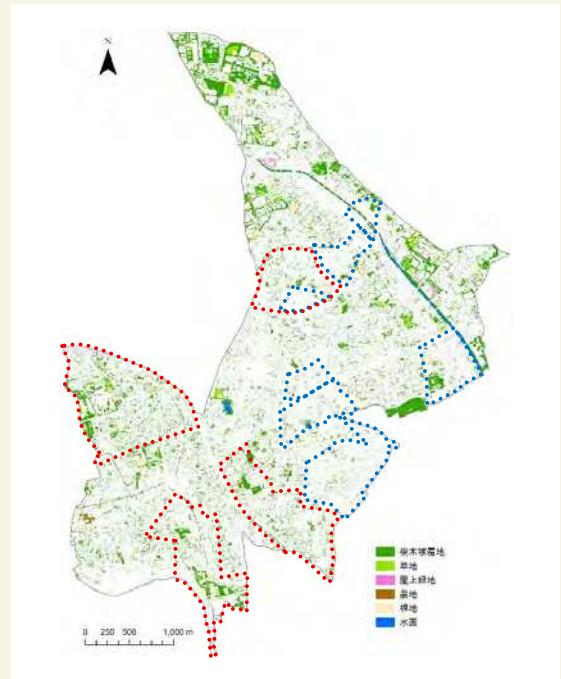
エコロジカルネットワークは、「めぐろの森」、「風といきものみどり軸」、「人といきものがにぎわうみどり軸」、「まちの樹林」、「いきものの庭」の5つで構成していきます。

これらのみどりのネットワークにより、野鳥や虫などの移動経路が形成され、いきものの生息・生育環境の保全につながっていきます。

【みどりのネットワーク図】



【みどりの保全・創出方針図】



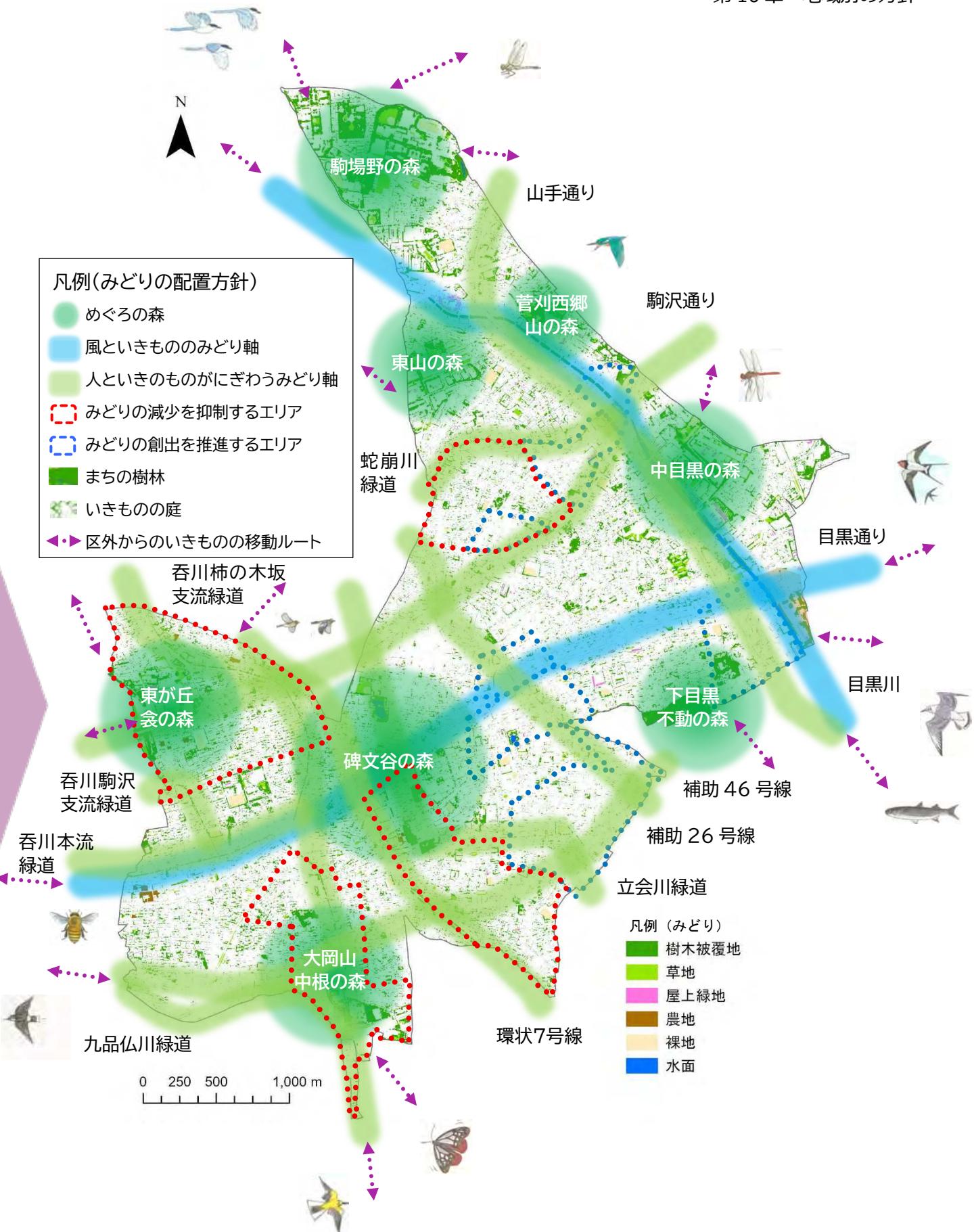


図 10-2 みどりの配置方針図

(1)みどりの拠点と軸の形成方針

① めぐろの森

「めぐろの森」は、みどりに求められる役割の供給拠点として、区内で特に優れた自然環境を有する公園や大学等の既存の大規模緑地を中心に、周囲の住宅・事業所等の小規模なみどりを含めてみどりの保全と緑化を推進する8つのエリアを設定します。

これらの樹林や草地、湧水、池等の自然環境を保全・創出することで、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全・回復、自然とのふれあいの場の提供、防災機能の向上、良好な自然景観の形成、コミュニティの形成を図ります。

拠点となる樹林等は生物多様性保全林の指定を進め、区民や専門家等により自然環境の変化についてモニタリングを継続し、各主体の協働により将来像の実現に向けた活動を推進します。

各「めぐろの森」における、みどりの保全・創出・育成に関する方針は、表10-1のとおりです。

表10-1 「めぐろの森」におけるみどりの保全・創出・育成に関する方針①

駒場野の森(駒場公園、駒場野公園、東京大学駒場キャンパス一帯)



里山果樹園(駒場野公園内)



大池(駒場野公園内)

- 公園や大学構内の樹林、池、湧水と流れ、水田等の多様な自然の保全・育成を図るとともに、利用面とのバランスを取りながら管理運営を進めていきます。
- 駒場公園のカシ類などの常緑林、駒場野公園のクヌギを主体とした雑木林の環境を維持していきます。
- 雑木林では、きのこの栽培、炭焼きなど、駒場野公園自然観察舎を活動拠点とした地域の参加を継続し、他の地域のモデルとして里地・里山の自然の恵みを享受しながら、継続性の高い保全活動を行います。
- 駒場野公園の水田(ケルネル田んぼ)は、農薬を使わない耕作を継続し、アマガエル、コバネイナゴ、カワヂシャ、セリ等水田とともに暮らすいきものの保全を図ります。
- 駒場野公園は生物多様性保全林に指定されており、園内で発生した樹木の折れ枝や間伐材を捨てずにいきものの棲み処(すみか)となるそだ柵を設置することや、地域の小学生が育てた、クヌギやコナラを植樹するなど生物多様性に配慮した管理を今後も行っていきます。
- 代々木公園や明治神宮のみどりとのネットワークに留意し、いきものの生息・生育環境の保全を図ります。

表10-1 「めぐろの森」におけるみどりの保全・創出・育成に関する方針②

東山の森(東山公園、目黒天空庭園一帯)



東山公園



ビオトープ池(東山公園内)

- 東山公園は、樹林を育成するとともに、区民との協働でピオトープの池や、草地を保全し、多様ないきものの生息に適する環境として育てていきます。活動には公園活動登録団体のほか小学校や住区住民会議、町会等とも連携した保全活動を推進します。

- 樹林の育成にあたっては、駒場野公園、菅刈公園などから飛来するいきものを定着させるような整備を進めます。

- 目黒川の目黒台側崖線に残る湧水(東山貝塚公園等)の保全を図り、水源となる土壌の雨水浸透機能を有する東山公園一帯の植生を育成していきます。

- 目黒天空庭園は、みどりとふれあう地域の活動の拠点としていきます。

菅刈西郷山の森(菅刈公園、西郷山公園一帯)



菅刈公園



西郷山公園

- 菅刈公園の斜面の樹林は、目黒川の崖線沿いに残る貴重な既存樹林として保全を図ります。

- 菅刈公園の樹林保全活動では、既存樹林周辺のクヌギ等の雑木林を、地域の参加で育成し、野いちご等の見られる林を目指します。また、剪定した枝を利用したクワガタ類等の越冬するエコスタッフ、きのこ栽培など、自然の恵みの享受や体験型学習の場づくりなど継続した取り組みのための活動を工夫します。

- 菅刈公園は生物多様性保全林に指定されており、今後も郷土種育成(平成の森づくり)及び効果検証や普及啓発を、地域住民を主体とするNPO法人と連携して実施していきます。

- 菅刈の地名の元であるスゲ類の導入を図り、バッタ類等の生息する原っぱを広げます。

- 西郷山公園は、菅刈公園と一連の緑地帯の形成を意図した樹林の保全・育成を図るとともに、眺望を活かしたみどりとのふれあいの拠点としていきます。

表10-1 「めぐろの森」におけるみどりの保全・創出・育成に関する方針③

中目黒の森(中目黒公園、防衛省目黒地区一帯)



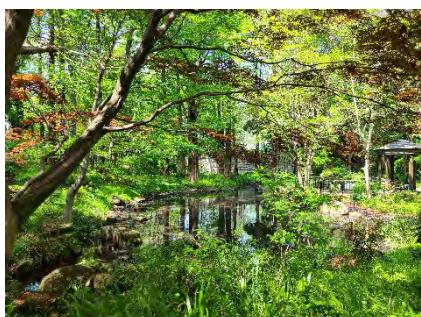
中目黒公園



いきもの池(中目黒公園内)

- 中目黒公園や目黒川の崖線等の樹林、湧水池、草地、目黒川等の多様ないきものの生息・生育環境の保全・育成を図り、国立科学博物館附属自然教育園など、周辺のみどりとのネットワークの強化を図ります。
- 中目黒公園のクヌギ、コナラを主とする雑木林は、地域の環境学習の一環として萌芽更新を行い、里山の環境を維持していきます。また、落ち葉や剪定枝は土に還元し、野菜づくりなどに活用します。
- トノサマバッタが見られる中目黒公園の草地は、日影をつくる高木等の植栽は避け、チガヤやススキ等の草地を維持します。草地は区域を分け、草丈に変化をつけながら定期的に草刈りを行います。
- 目黒川と近距離にある中目黒公園のいきもの池は、トンボや水鳥、ヒキガエル等の産卵池として保全・育成を図ります。
- 花とみどりの学習館を普及啓発や活動拠点として、季節の花を育成し、植物に集まるいきもの等について、情報発信を行います。

下目黒不動の森(都立林試の森公園、目黒不動尊一帯)



都立林試の森公園



目黒不動尊

- 目黒不動尊等の社寺林や崖線に残る湧水など、多様な自然の保全に努めます。
- 都立林試の森公園の林業試験場時代から継承されるケヤキ、クスノキなどの巨木等を後世に伝え、低木層、草本層の回復を行い、オオタカやサンコウチョウなどの絶滅のおそれのある野生生物の種の指定のある野鳥の飛来地として、またホウチャクソウ、ジュウニヒトエ、カントウタンポポなどの野草の育成地として保全を図るよう東京都に働きかけていきます。
- 羅漢寺川沿いのクヌギ林には、ゴマダラチョウ(チョウ類)などが見られ、更新や補植などを行い樹林の継承を図ります。

表10-1 「めぐろの森」におけるみどりの保全・創出・育成に関する方針④

大岡山中根の森(東京科学大学大岡山キャンパス、中根公園一帯)



中根公園

- 東京科学大学周辺や中根公園では、呑川沿いの段急斜面に位置する残存林や池等の多様な緑地の保全に努め、東京湾とつながる呑川の維持用水の確保に努めます。
- 大学構内に残る木タルブクロやフデリンドウ、中根公園のタチツボスミレやウラシマソウ等の野草が見られる環境の保全を図ります。
- 中根公園は生物多様性保全林への指定に向けて生物多様性保全林事業を行っており、引き続き中根小学校との共同でのいきもの調査や地域の方との意見交換会を行い、生物多様性に配慮した公園管理を目指します。
- 洗足池公園(大田区)など、隣接区のみどりとのネットワークを強化するため、広域的ないきものの現況把握に努め、みどりの保全・育成を図ります。



呑川本流緑道

碑文谷の森(碑文谷公園、清水池公園、すずめのお宿緑地公園一帯)



碑文谷公園

- 碑文谷公園、すずめのお宿緑地公園、田向公園、碑文谷八幡宮等、それぞれの緑地の維持管理を継続し、多様な生息環境を維持することでネットワーク化を図ります。
- 碑文谷公園は生物多様性保全林に指定されており、今後も碑文谷公園管理運営計画書に沿って管理します。また、碑文谷公園サクラ再生実行計画に基づき、池に映える桜の風情、多品種の桜、春の高揚感を再生します。
- かつて農業用灌漑(かんがい)池だった碑文谷公園弁天や清水池の水質の向上と、湧水等による水の確保、在来種の水生生物の生息環境の保全に努めます。
- 碑文谷公園の弁天池周辺のシラカシやクヌギなどの既存樹の保全を図り、地域に親しまれている桜の保全や更新を図ります。



すずめのお宿緑地公園

表10-1 「めぐろの森」におけるみどりの保全・創出・育成に関する方針⑤

東が丘衾の森(都立駒沢オリンピック公園一帯)



衾町公園



めぐろ区民キャンパス公園

- 公園や大規模な公共施設内の緑地は、いきものが生息・生育する拠点として保全・育成を図るとともに、身近ないきものとのふれあいの場としての活用を推進します。
- 屋敷林や社寺林など、むかしの面影を残す樹林や残されている生産緑地の保全を進めます。
- 緑道や街路樹を軸に、民有地の庭など小規模な緑地を連続的に残し、つなげ、多様な生息環境をつくり、ネットワーク化を図ります。
- めぐろ区民キャンパス内の、都立大学当時からあるシノキやクヌギ、区内で拾ったどんぐりから育てたクヌギの雑木林、ピオトープの池等の保全・育成を図ります。

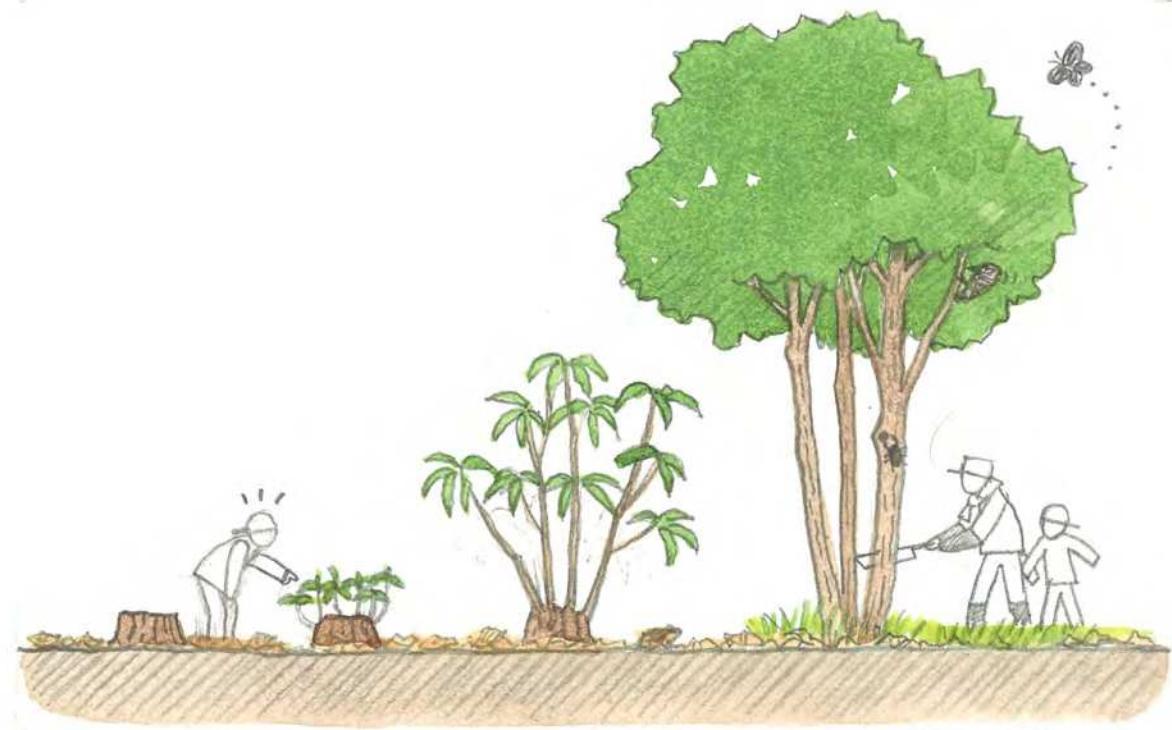


図10-3 萌芽更新の様子

② 風といきもののみどり軸

目黒川や目黒通り沿い周辺の地域では、区内の他の地域と比べて地表面温度が低く、主要なみどりといきもののネットワークとして「風といきもののみどり軸」に位置付けます。これらの通り沿いのみどりの保全・創出を進め、ネットワークをつなげることで、目黒区の景観形成の向上を図るとともに高温環境の改善に資する効果が期待できます。

また、めぐろの森をつなぐことで様々ないきものの移動を助け、区内におけるいきものの生息・生育環境の保全・回復を図ります。



図10-4 みどりといきもののネットワークがつながっているイメージ

③ 人といきものがにぎわうみどり軸

緑道や街路樹、道路植栽帯、生け垣、屋上緑化などをつなぎ、人といきもののにぎわいを創出する骨格的な基本軸として「人といきものがにぎわうみどり軸」を設定します。

樹木や草本等のみどりを連続させいきものが移動できる空間を確保するとともに、身近に自然とふれあうことのできる軸として「みどりの散歩道」の活用を推進し、沿道の社寺や文化財と調和したみどりの保全・創出により観光資源としての充実を図ります。



図10-5 人といきものがにぎわう緑道のイメージ

(2)みどりの保全・創出の形成方針

① みどりの減少を抑制するエリア

みどりが特に減少したエリアであり、みどりの減少傾向に歯止めをかけるため、樹木の保全協議や助成制度、保存樹木・保存樹林制度等の活用を推進するほか、次世代の大径木の育成に向けた若い樹木の保存・育成を推進します。また、落ち葉拾いや苗木の育成など区民参加の機会の充実により、地域住民が協働でみどりの保全に取り組む機運の醸成を図ります。



図 10-6 次世代の大径木の育成に向けた若い樹木の保存・育成のイメージ

② みどりの創出を推進するエリア

緑被率が低いエリアであることから、公園等の整備や民有地のみどりの保全・創出によって地域の保水力の維持向上などグリーンインフラの取組を推進します。また、屋上緑化・壁面緑化など建築物の緑化、生け垣設置やプランター等を用いた緑化など多様な方法により緑化を進めます。緑化の際は、花や実のなる在来植物の植栽など、生態系に配慮したみどりづくりを推進するための普及啓発を行います。



図 10-7 屋上緑化・壁面緑化など建築物の緑化のイメージ

③ 緑化重点地区

区全域を緑化重点地区とし、区全域で緑化の取組を推進します。

区内のみどりを表10-2、10-3に示すとおり「まちの樹林」、「いきものの庭」と設定し、それぞれの取組方針を定めることで、区全域での緑化の推進と質の向上に取り組みます。

表10-2 まちの樹林の取組方針

対象	
取組内容	取組の例
<ul style="list-style-type: none"> ●社寺や公共施設、学校などの樹林の保全や育成を図ります。 ●樹林の周縁部は、植栽により樹林内の乾燥化を防ぐなど、いきものがすみやすい樹林としていきます。 ●めぐろの森に位置する公園等では、生物多様性保全林の指定を目指し、団体や地域住民と連携して管理運営計画を作成・共有し、人の関わりの中で保全・育成していく樹林の形成を図ります。 ●いきものの移動距離等を考え、緑地が不足している箇所には、まちの樹林の確保を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性保全林などによる樹林地の保全。 ●樹林、水辺、草地、日照・日陰地など動植物が生息・生育する多様な環境の創出。 ●区民や専門機関による自然環境のモニタリングの継続。 ●いきものの生息・生育に配慮した公共施設の緑化、公園等の整備・改修。 ●生物多様性保全林事業において設定したゾーニングにもとづく緑地の育成。 ●樹林内の落ち葉、落下枝、倒木、剪定枝の林内処理。 ●舗装などの被覆のない地表面の確保。 ●建築時の緑化計画制度や樹木の保全協議制度による樹木等の保全。 ●学校ビオトープ活動の促進、学校の森の充実。 ●雨水の浸透面積の拡大、地下水のかん養、湧水の保全。 ●保全活動への支援、情報共有の機会の創出。 ●公園での環境学習の推進やいきものとのふれあいの場の創出。



図10-8 まちの樹林の取組イメージ

表 10-3 いきものの庭の取組方針

対象	
取組内容	取組の例
<ul style="list-style-type: none">●個々の敷地の緑化や樹木の保全・創出、屋上・壁面緑化等による民有地の緑化を推進します。●公共施設や公園等の整備・改修により多様なみどりの量を増やし、質を向上します。	<ul style="list-style-type: none">●保存樹木等の指定や樹木の保全協議制度による樹木等の保護。●いきものの生息生育に配慮した公共施設の緑化、公園等の整備・改修。●建築時の緑化計画制度における緑化の推進。●緑化助成制度等による接道部や建築物緑化の推進。●角田市からの苗木による植樹運動。●落ち葉のリサイクル活動。●剪定枝等のリサイクルによるエコスタッフやそだ柵等の設置。●樹名板やいきものプレートの設置。●実のなる在来種樹木の植栽による野鳥等の誘致。●野草が生育し、小動物のすむ「いきものの庭」の認定。●総合治水による雨水浸透の拡大。●雨庭の作成。●緑化の普及啓発や環境学習の推進等。



図 10-9 いきものの庭の例

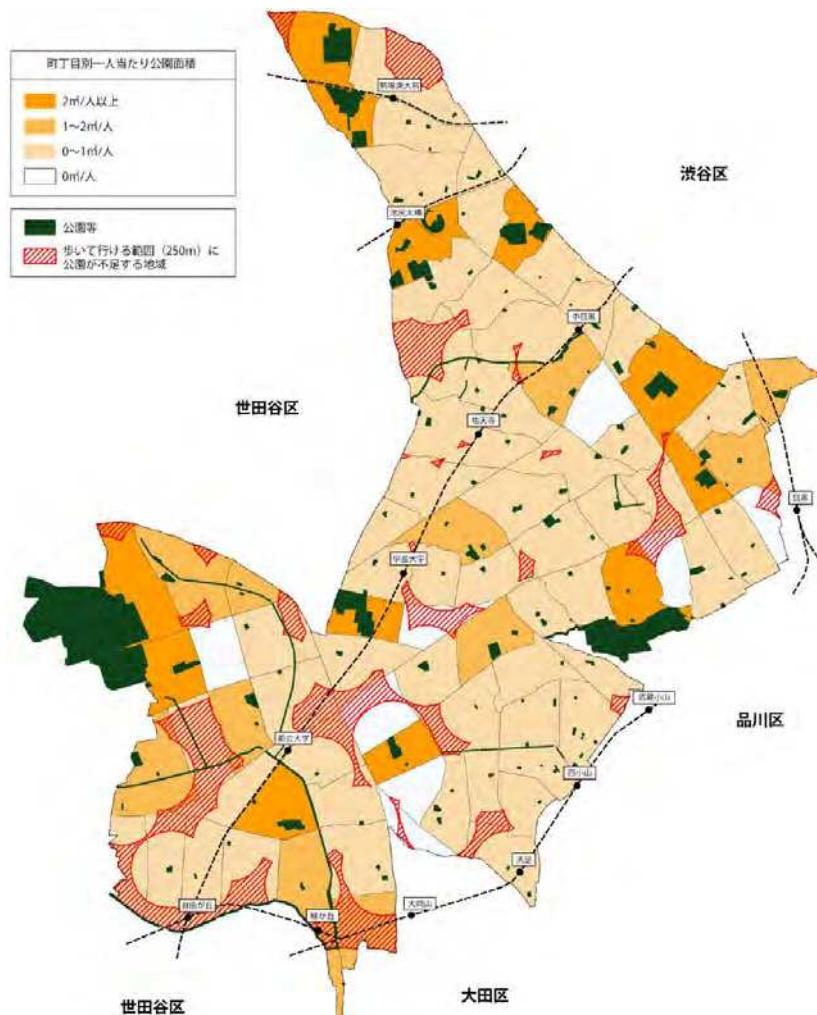
(3)公園等の整備・再編の方針

①公園等の整備方針

目黒区では、区全域において均等に公園利用の機会を提供することを目的に、一人当たり公園面積 2.0m²/人を目標として公園の整備を進めています。しかし、人口増加の影響もあり、令和 7(2025)年4月1日現在で区民一人当たりの公園面積は 1.74m²/人と目標に達していません。また、公園が不足する地域も存在しています。そのため、立体都市公園や借地公園等も含めた多様な手法による整備の検討を進め、引き続き一人当たり公園面積 2.0m²/人を目標として公園の確保に努めています。

一方で、令和 6(2024)年度に実施した「公園等利用実態調査」では、多くの世代で「自然やみどりが豊か」であることは公園利用の主な目的のひとつとなっており、原っぱのようなゆっくりくつろげる空間や、昆虫採集や木登りなど自然とふれあえる公園などへの要望が多くみられました。その他、保育所等の園外保育での利用が増加したことに伴い、乳児・幼児向け遊具の整備が求められていることも明らかとなりました。

今後の公園整備にあたっては、子どもをはじめとした地域住民との対話により、区民のニーズを把握し、住民参加を基本とした共に魅力ある公園づくりを推進し、公園不足の解消を図りながら区民の Well-being に寄与する整備を進めています。



出典：「令和5年度目黒区みどりの実態調査報告書」

図 10-10 公園等の不足区域

②公園機能の再編の方針

公園へのニーズが多様化する一方で、目黒区が設置した公園の多くは 1,000 m²以下と小規模であり、ひとつの公園で多くの利用ニーズを満たすことが難しい状況です。そのため、公園不足の解消に努めるとともに、既存の公園が持つポテンシャルを最大限発揮させ、多様化するニーズに対応していくため、地域における公園機能の再編を進めます。

公園機能別に不足区域を分析した結果を踏まえると、図 10-11 に示すとおり、公園機能によってはアクセス距離が長く利用しづらい地域があることが分かっています。そのため、これらの不足区域においては、既存の公園を活用し施設の更新によって機能を見直すほか(図 10-12 参照)、小規模公園の集約や敷地の拡張(図 10-13 参照)などにより公園機能の再編を進めていきます。

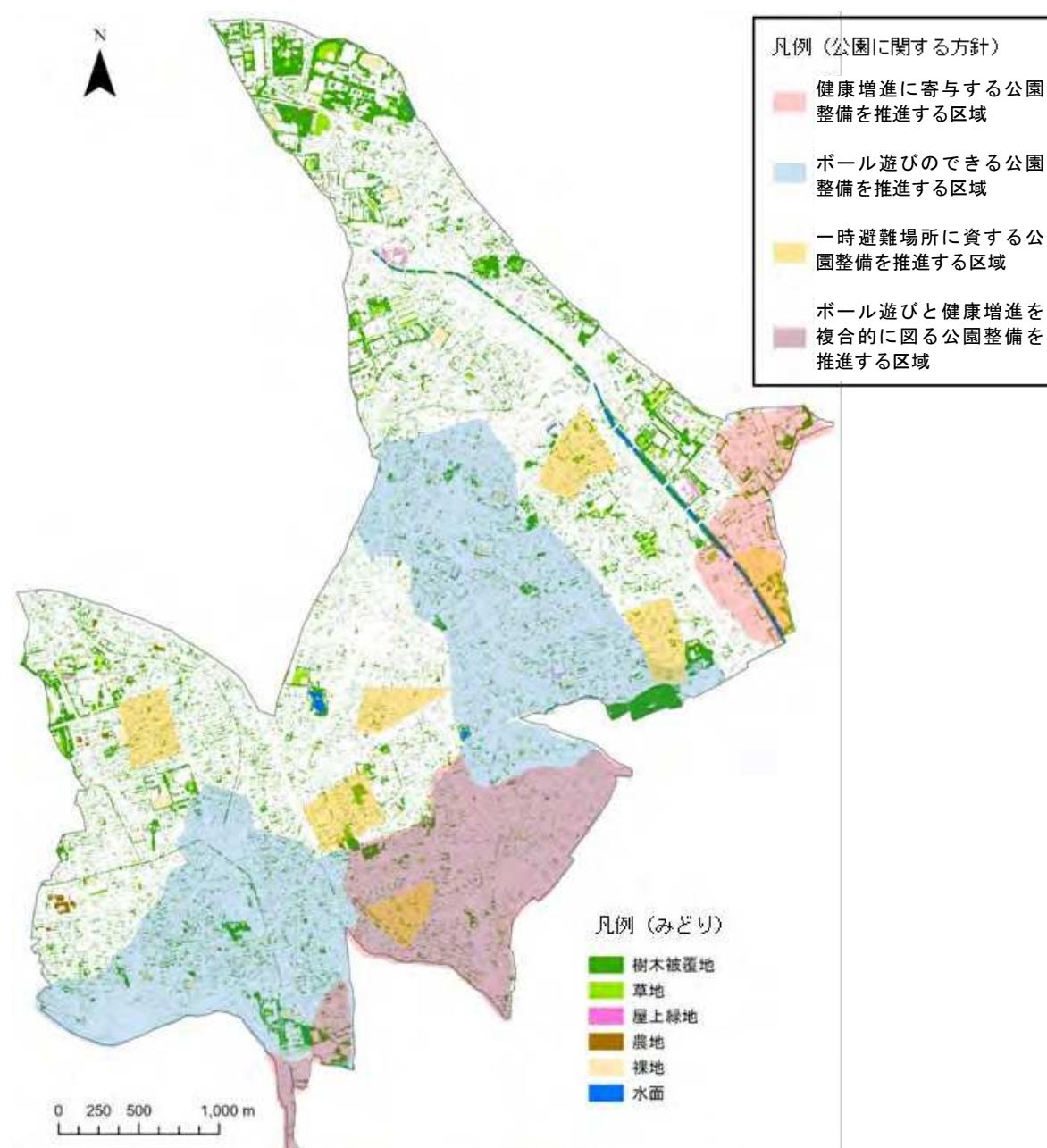


図 10-11 公園機能の再編方針

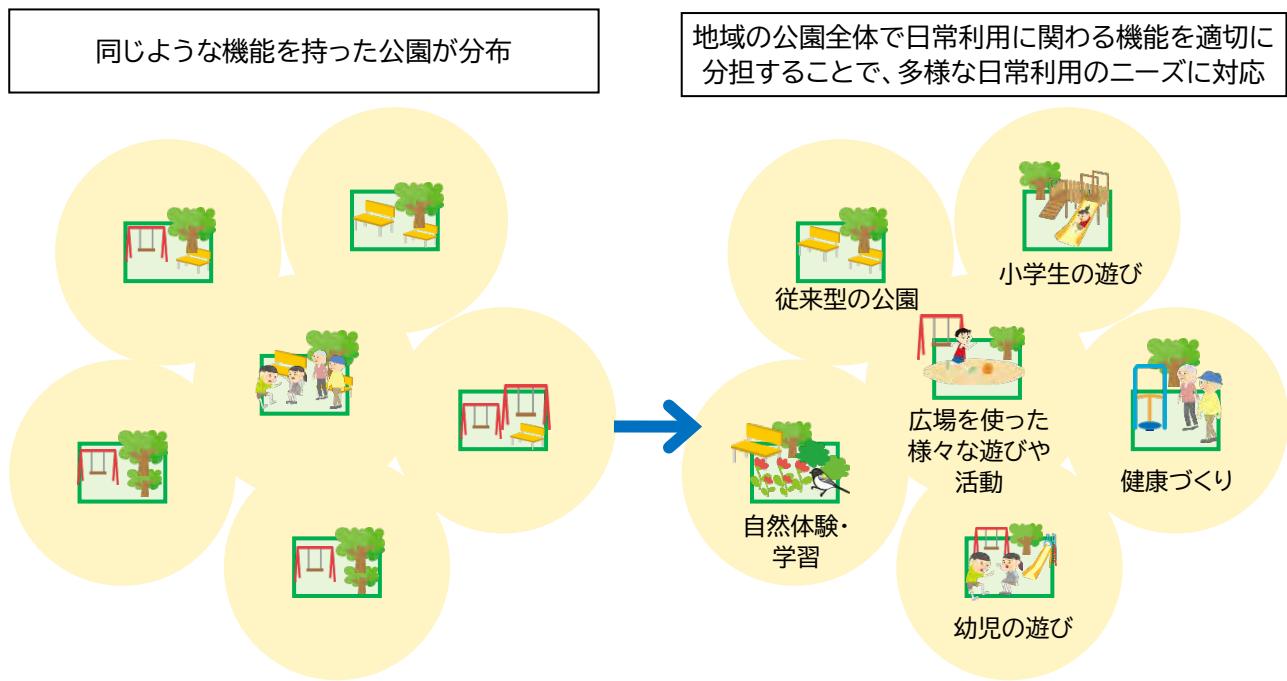


図 10-12 施設更新による公園機能の再編のイメージ

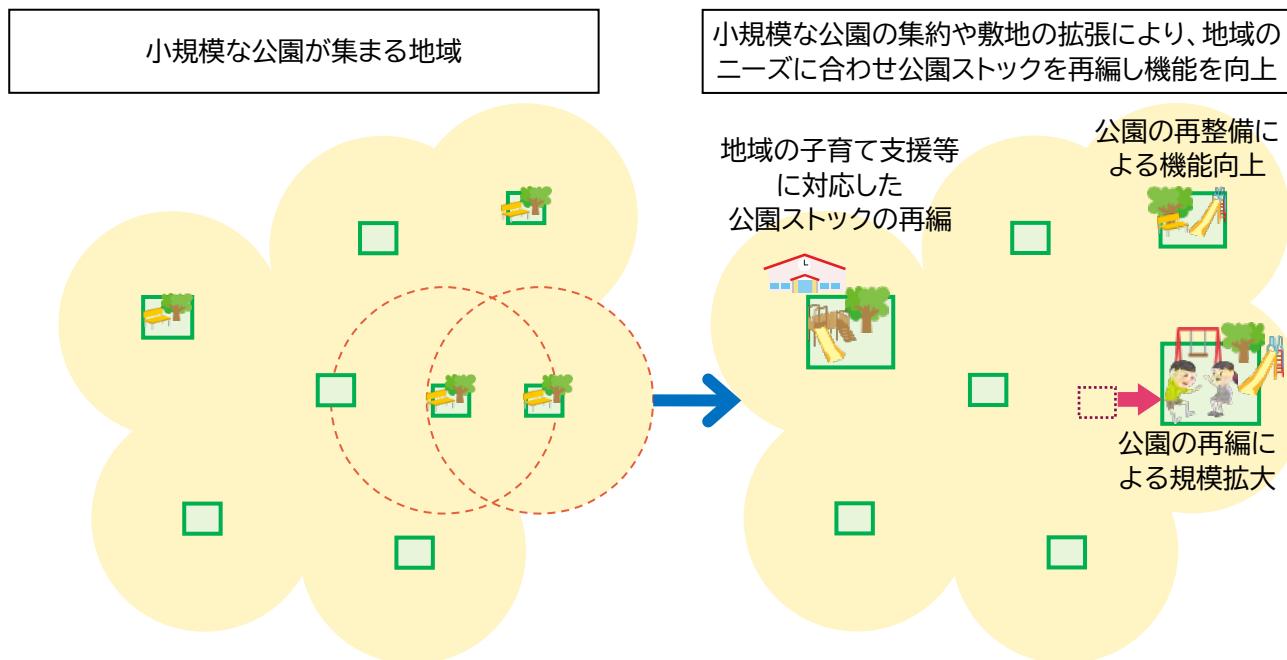


図 10-13 小規模公園の集約や敷地の拡張による再編のイメージ

10-3 各地区の方針

令和5年度みどりの実態調査で整理した地区別のみどりの特性と課題、令和6年度生物調査の成果を踏まえ、地区別の取組方針を設定しました。

なお、各地区のみどりの特性を表す指標について、表10-4に示す点数をもとに地区別に評価しました。



出典：「目黒区都市計画マスターplan」

図10-14 地区別方針の5地区

表10-4 みどりの指標

点数	緑被率 (%)	樹木被覆地率 (%)	自然的 土地利用率 (%)	樹木密度 (本/ha)	緑被変化率 (%)	一人当たりの 公園面積(m ²)
5	23以上	21以上	24以上	20以上	5以上	4.0以上
4	19~23	17~21	20~24	16~20	0~5	2.3~4.0
3	15~19	13~17	16~20	12~16	-5~0	1.3~2.3
2	11~15	9~13	12~16	10~14	-10~-5	0.6~1.3
1	0~11	0~9	0~12	0~10	-10未満	0~0.6
平均値	17.0	14.7	18.3	14.0	-1.8	1.75

注)樹木密度は道路植栽を除く直径20cm以上を対象

(1) 北部地区

① 地区の特徴

北部地区は緑被率、樹木密度、一人当たり公園面積が最も高い地区であり、緑被面積の50%程度を公園・公共施設・公立学校で占める大規模なみどりが集中する地区です。

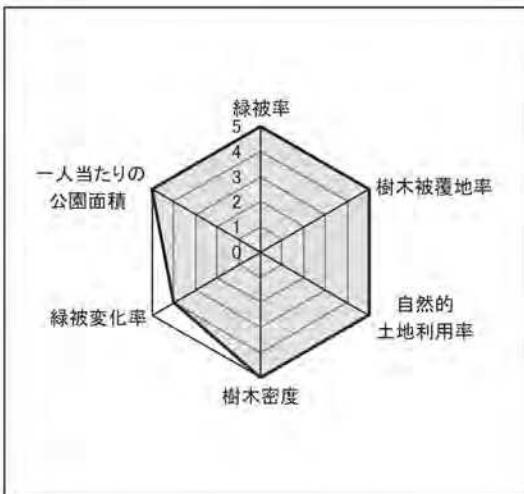
特徴的なみどりとして、東京大学駒場キャンパスのみどり、駒場公園、駒場野公園、菅刈公園などの規模の大きいみどりがあり、目黒川、蛇崩川緑道等がこれらのみどりをつなげています。

駒場野の森、菅刈西郷山の森、東山の森の3つのめぐろの森が核となって地域の生物多様性を支えており、駒場野公園、菅刈公園は生物多様性保全林に指定されています。そのほか、駒場公園が名勝指定され、園内の旧前田家本邸は国の重要文化財にも指定されています。

〔基礎データ〕

① 面積	268.68 ha
② 人口	46,434 人
③ 人口密度	172.7 人/ha
④ 緑被率	25.1 %
⑤ 緑被変化率	2.9 %
⑥ 樹木被覆地率	21.4 %
⑦ 水面率	0.2 %
⑧ 自然的土地利用率	27.0 %
⑨ みどり率	26.6 %
⑩ 一人当たりの公園面積	3.32 m ²
⑪ 樹木本数	5,417 本
⑫ 樹木密度	20.1 本/ha

〔みどりの指標〕



② 主な取組

- みどりの核である3つのめぐろの森でのみどり・いきものの保全を推進するとともに、上目黒1丁目等のみどりの少ない地域においてみどりのまちなみみ助成等の緑化を支援する制度を活用し、区民とともに地区全体でのみどりの量・質の向上を図ります。
- 生物多様性保全林事業を活用し、区民とともにいきものの生息環境の保全・創出を推進します。
- 目黒川、蛇崩川緑道沿いのみどりを区民や企業と協働で充実させ、エコロジカルネットワークを強化します。
- 上目黒1丁目の公園不足解消に向けた取り組みを推進します。
- 区民団体や大学、企業等と連携し、みどりの情報発信を積極的に実施するとともに、大規模なみどりを環境教育の拠点として活用し人材育成を推進します。
- 重要文化財に指定されている旧前田家本邸での観光やイベントの開催など、歴史的資源を有効活用します。
- 特に生物多様性の取組が進んでいる駒場野公園や菅刈公園から、区内全域へ生物多様性に取り組む輪を広げていきます。

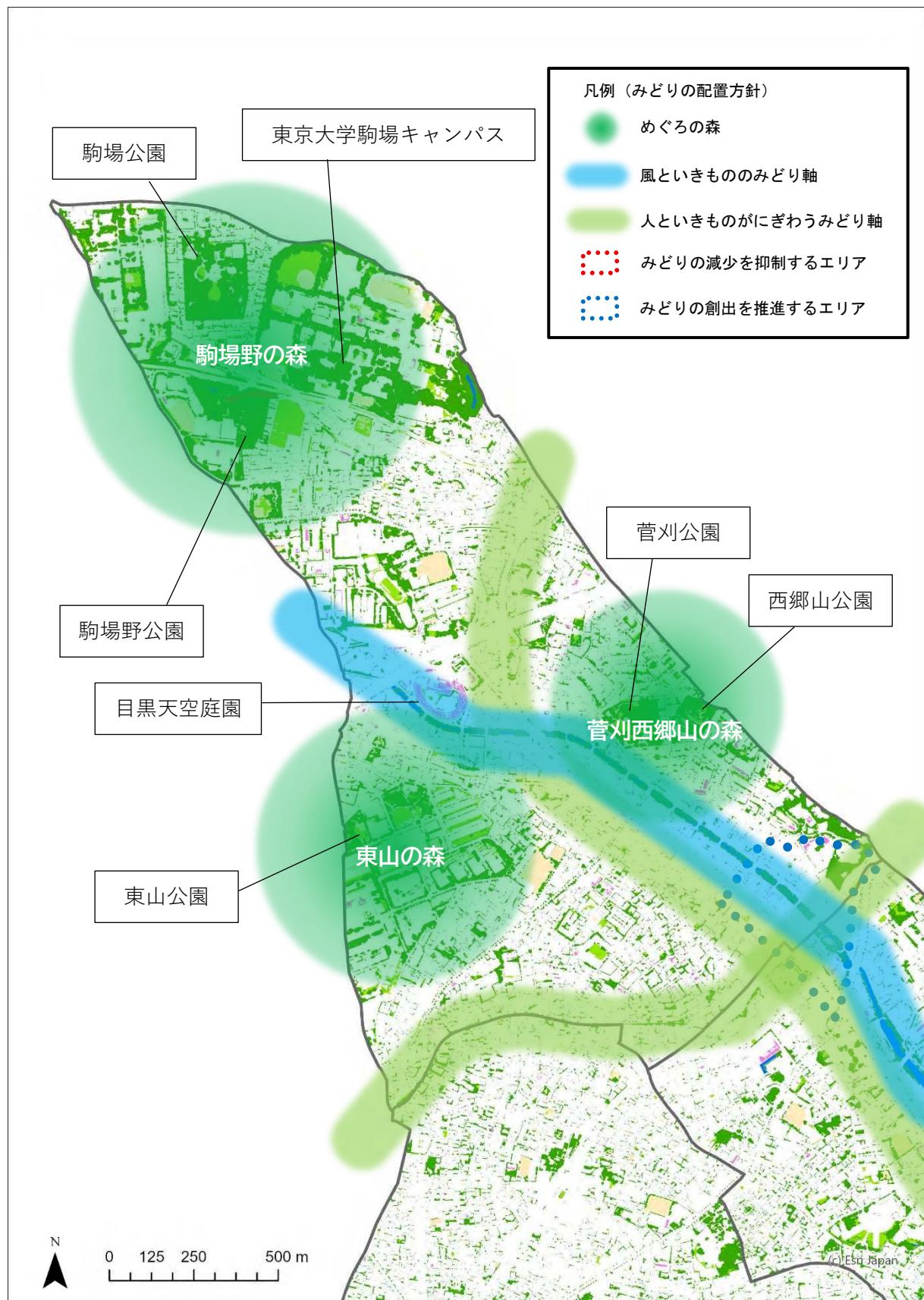


図 10-15 北部地区における方針図

(2) 東部地区

① 地区の特徴

東部地区の緑被率は区全体の平均より高く、緑被面積の40%以上を低層・中高層建築群で占めています。大規模な公園やみどりが集中する地区であり、特徴的なみどりとして、中目黒公園、目黒区民センター公園、田道広場公園、目黒川船入場などの公園等が目黒川の両岸にあり、目黒通りや駒沢通り沿いのみどりとつながっています。

中目黒の森、下目黒不動の森の2つのめぐろの森があり、中目黒公園では栽培植物が多く季節に応じてチョウなどが多数訪れ、林試の森公園は区内一の規模と豊かな樹林が様々ないきものの繁殖の場となり、目黒不動尊の社寺林とともにみどりの核として機能しています。

[基礎データ]

① 面積	287.08 ha
② 人口	58,108 人
③ 人口密度	202.4 人/ha
④ 緑被率	19.5 %
⑤ 緑被変化率	5.4 %
⑥ 樹木被覆地率	16.6 %
⑦ 水面率	1.1 %
⑧ 自然的 土地利用率	21.6 %
⑨ みどり率	21.7 %
⑩ 一人当たりの公園面積	2.07 m ²
⑪ 樹木本数	4,336 本
⑫ 樹木密度	15.1 本/ha

[みどりの指標]



② 主な取組

- みどりの核である2つのめぐろの森でのみどり・いきものの保全を推進するとともに、上目黒2丁目、下目黒2・3丁目等のみどりの少ない地域においてみどりのまちなみ助成等の緑化を支援する制度を活用し、区民とともに地区全体でのみどりの量・質の向上を図ります。
- 目黒通りや駒沢通り、目黒川沿いのみどりを区民や企業と協働で充実させ、エコロジカルネットワークを強化します。
- 中目黒3丁目、下目黒1・4丁目の公園不足解消に向けた取り組みを推進します。
- 公園等の機能再編により、三田1・2丁目、目黒1丁目、下目黒1・2丁目での健康増進機能の向上を図るための検討を進めます。
- 目黒不動尊のみどりなど民有のみどりの保全に向けた支援の拡充に向けた検討を進めます。
- 中目黒公園でのボランティア育成を推進し、区内の公園等での活動支援を行います。

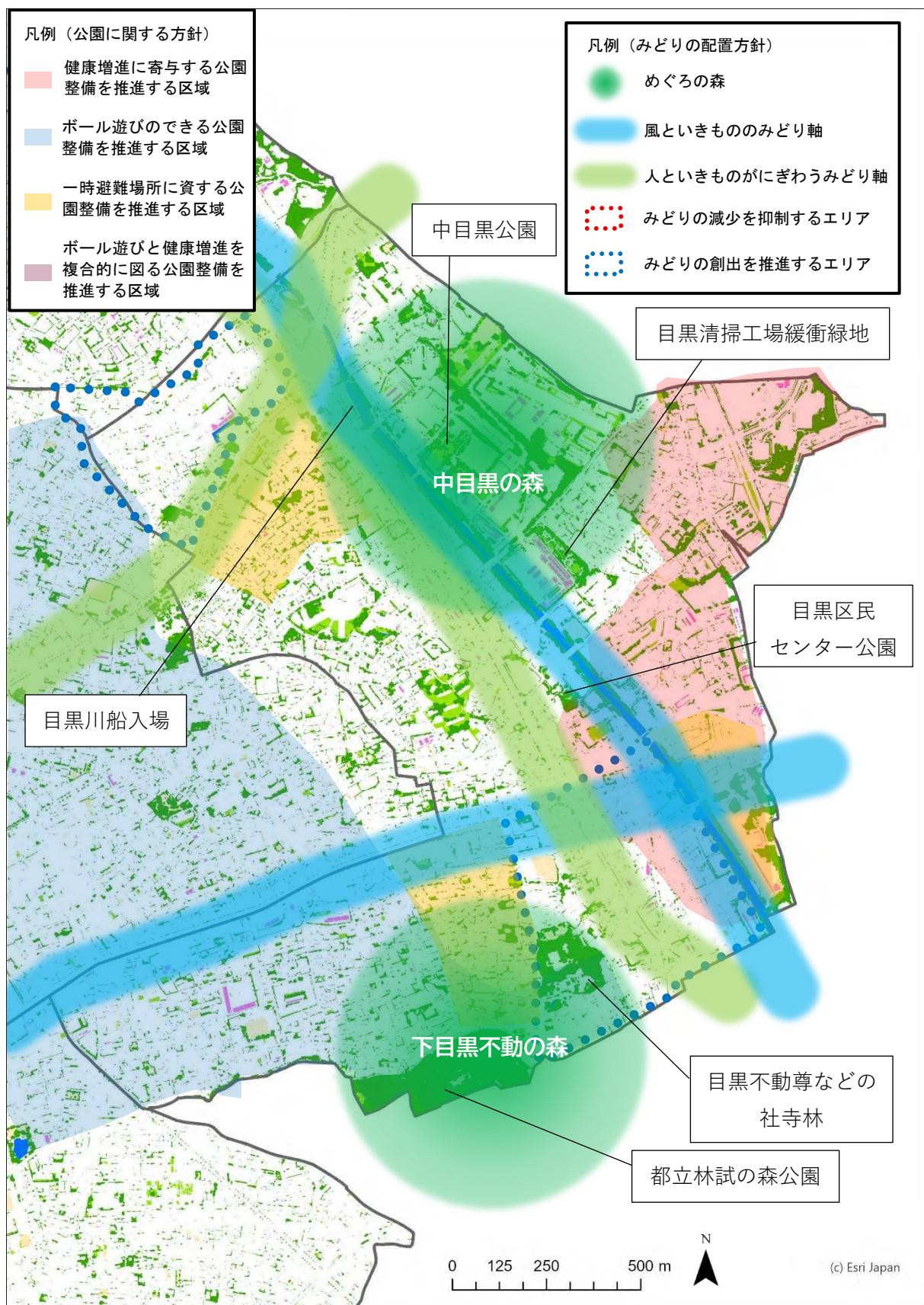


図 10-16 東部地区における方針図

(3) 中央地区

① 地区の特徴

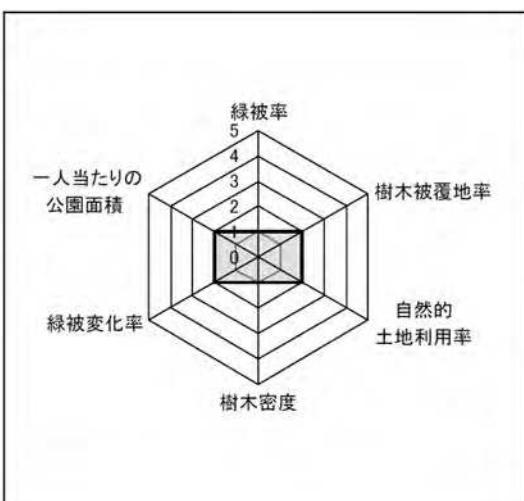
中央地区の緑被率・樹木密度はともに最も低く、緑被面積の48%を低層建築群で占めており、一人当たり公園面積は区平均よりも低くなっています。

大規模な公園が比較的少ない地区ですが、区内で最も利用者数の多い碑文谷公園をはじめ、アスレチック遊具のある中央緑地公園や令和7年3月にリニューアルした油面公園などがあります。また、碑文谷公園一帯の碑文谷の森は地域のみどりの核として機能しており、生物多様性保全林事業の取組が行われているほか、祐天寺の社寺林など貴重なみどりが駒沢通り沿いのみどりでつながっています。

〔基礎データ〕

① 面積	264.13 ha
② 人口	54,934 人
③ 人口密度	207.9 人/ha
④ 緑被率	10.8 %
⑤ 緑被変化率	-5.3 %
⑥ 樹木被覆地率	9.6 %
⑦ 水面率	0.3 %
⑧ 自然的 土地利用率	12.0 %
⑨ みどり率	12.0 %
⑩ 一人当たりの公園面積	1.2 m ²
⑪ 樹木本数	2,750 本
⑫ 樹木密度	10.4 本/ha

〔みどりの指標〕



② 主な取組

- みどりの核である碑文谷の森でのみどり・いきものの保全を推進するとともに、保存樹木・保存樹林制度等を活用し残存するみどりの保全・育成に努め、祐天寺2丁目、中央町1丁目等のみどりの少ない地域においてみどりのまちなみ助成等の緑化を支援する制度を活用し、区民とともに地区全体でのみどりの量・質の向上を図ります。
- 駒沢通り、目黒通り沿いのみどりを区民や企業と協働で充実させ、エコロジカルネットワークを強化します。
- 鷹番1丁目の公園不足解消に向けた取り組みを推進します。
- 地区東部においてボール遊びのできる公園整備など、区民の意向を踏まえた公園等の機能再編に取り組みます。
- 祐天寺の社寺林など民有のみどりの保全に向けた支援の拡充に向けた検討を進めます。
- 碑文谷公園での更なる生物多様性保全林の取組を推進します。

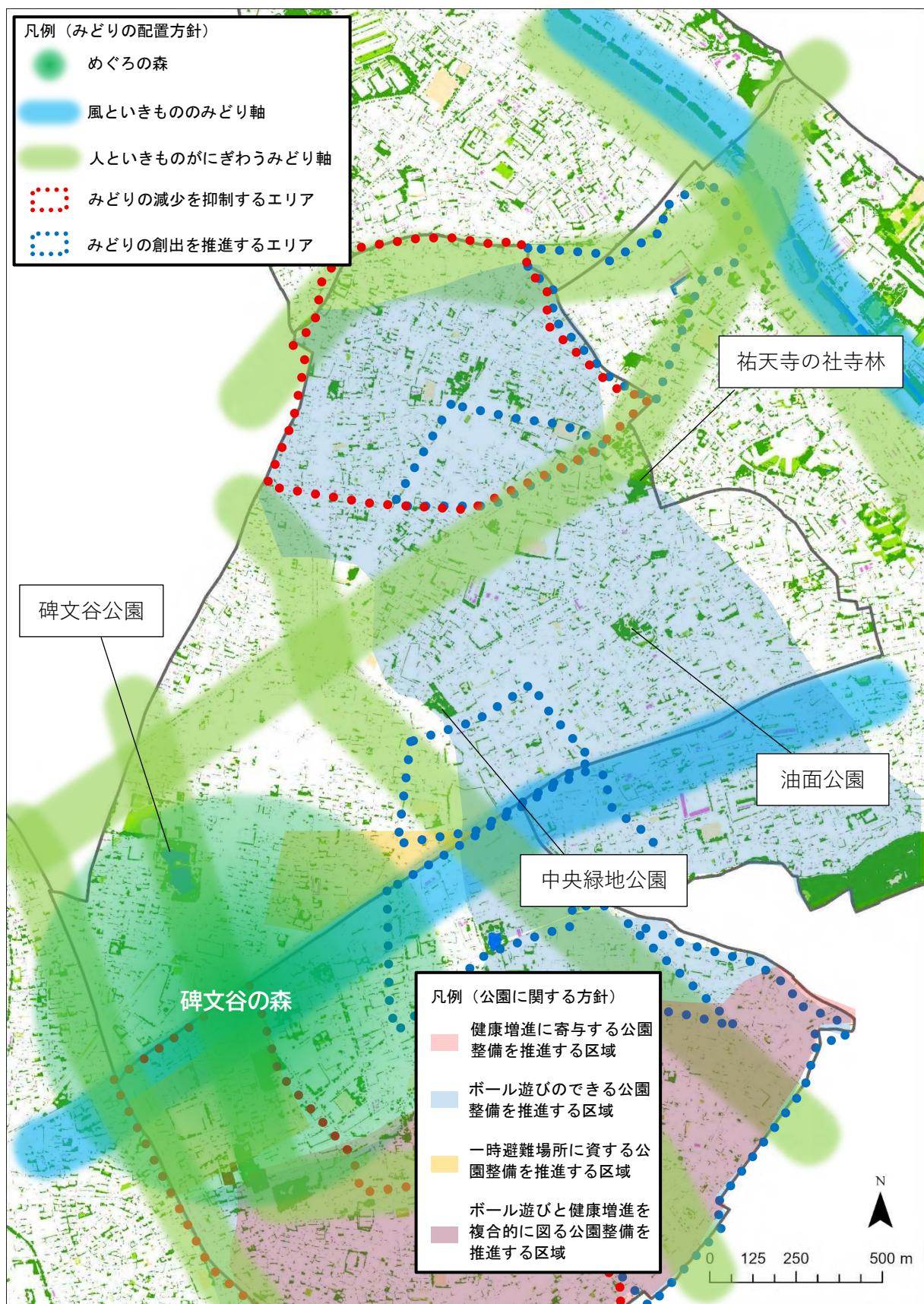


図 10-17 中央地区における方針図

(4)南部地区

① 地区の特徴

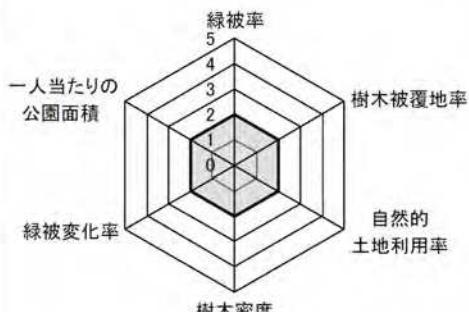
南部地区の緑被率・樹木密度は他の地区と比べて低く、一人当たり公園面積は 0.6 m²/人と最も低い地区となっています。

大規模な公園が少ない地区ですが、すすめのお宿緑地公園や田向公園周辺の碑文谷の森は、碑文谷八幡宮の社寺林や民有の屋敷林などと合わせて、地域のみどりの核として機能しています。また、目黒通りや立会川緑道といった連続するみどりがエコロジカルネットワークを形成し、地域の生物多様性保全に寄与しています。

[基礎データ]

① 面積	226.79 ha
② 人口	50,010 人
③ 人口密度	220.5 人/ha
④ 緑被率	12.2 %
⑤ 緑被変化率	-6.2 %
⑥ 樹木被覆地率	11.0 %
⑦ 水面率	0.1 %
⑧ 自然的土地利用率	13.5 %
⑨ みどり率	12.7 %
⑩ 一人当たりの公園面積	0.56 m ²
⑪ 樹木本数	2,421 本
⑫ 樹木密度	10.7 本/ha

[みどりの指標]



② 主な取組

- みどりの核である碑文谷の森でのみどり・いきものの保全を推進するとともに、保存樹木・保存樹林制度等を活用し残存するみどりの保全・育成に努め、目黒本町2丁目等のみどりの少ない地域においてみどりのまちなみ助成等の緑化を支援する制度を活用し、区民とともに地区全体でのみどりの量・質の向上を図ります。
- 目黒通り、立会川緑道等の周辺のみどりを区民や企業と協働で充実させ、エコロジカルネットワークを強化します。
- 碑文谷4丁目の公園不足解消に向けた取組を推進します。
- 地区南東部において、ボール遊びや健康増進を総合的に図ることのできる公園整備など、区民の意向を踏まえた公園等の機能再編に取り組みます。
- 碑文谷八幡宮の社寺林など民有のみどりの保全に向けた支援の拡充に向けた検討を進めます。
- 木密事業と連携した公園整備を推進します。

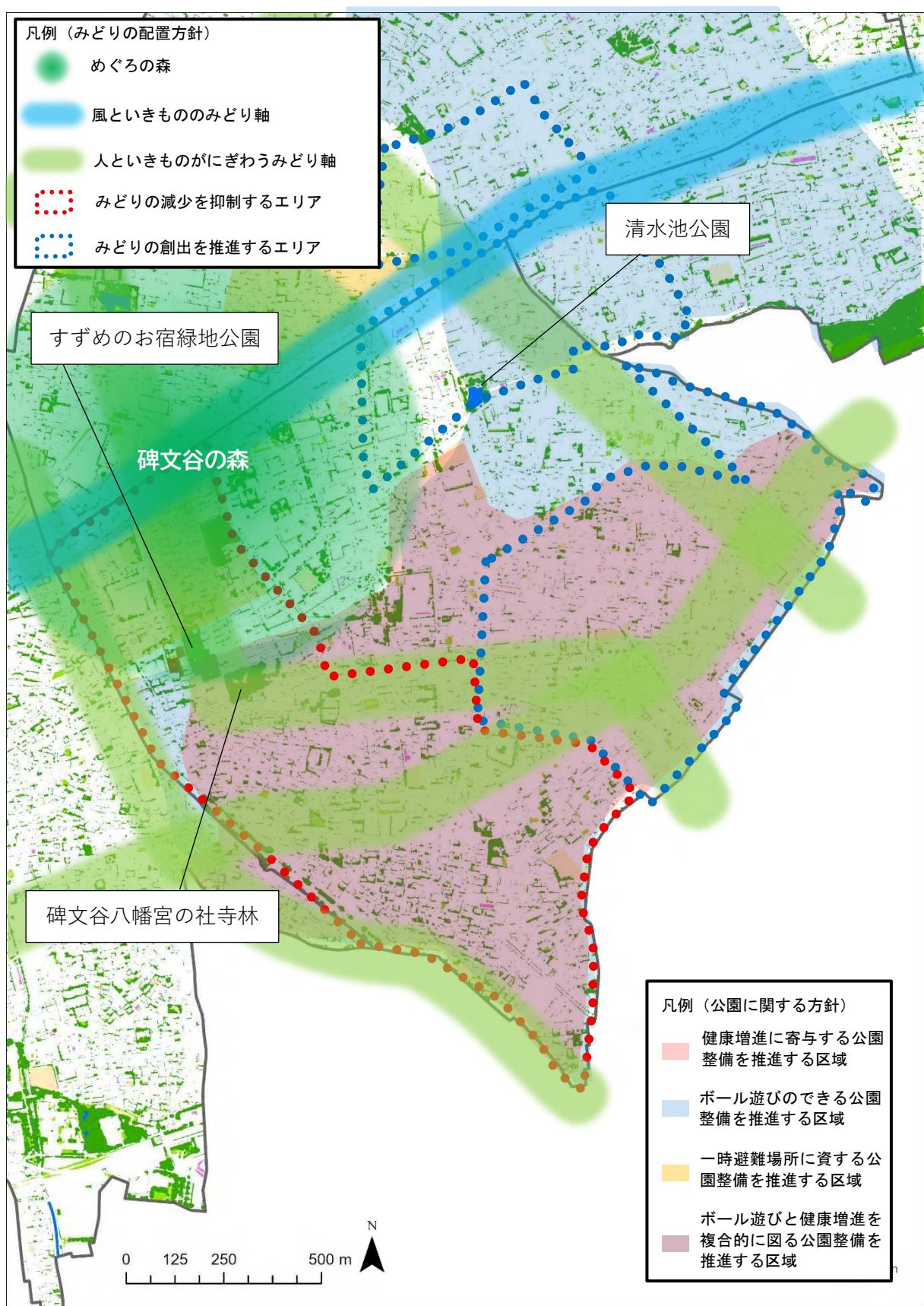


図10-18 南部地区における方針図

(5) 西部地区

① 地区の特徴

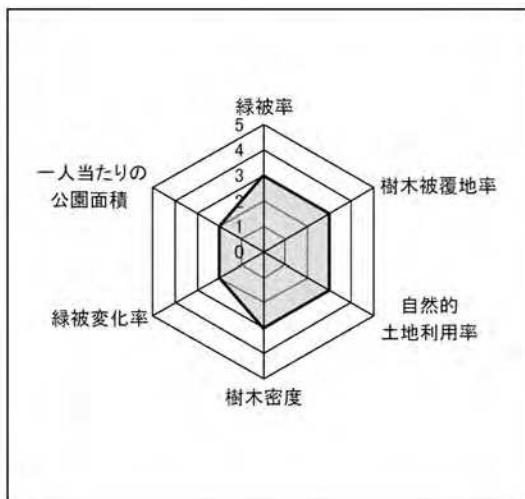
西部地区は緑被率・樹木密度・一人当たり公園面積とともに平均的な地区であり、大規模な公園やみどりが比較的多い一方で、平成26(2014)年度から緑被地が最も減少した地区でもあります。特徴的なみどりとして、都立駒沢オリンピック公園や斜面林を活用した中根公園、児童交通施設が併設された衾町公園等があるほか、体験農園としても活用されている農地や八雲神社の社寺林等の貴重なみどりがあります。

また、大岡山中根の森、東が丘衾の森といった2つのめぐろの森が地域のみどりの核として機能し、目黒通りや駒沢通り、呑川本流緑道等がエコロジカルネットワークを形成し、地域の生物多様性の保全に寄与しています。

〔基礎データ〕

① 面積	420.14 ha
② 人口	69,765 人
③ 人口密度	166.1 人/ha
④ 緑被率	16.6 %
⑤ 緑被変化率	-7.8 %
⑥ 樹木被覆地率	14.3 %
⑦ 水面率	0.0 %
⑧ 自然的土地利用率	17.8 %
⑨ みどり率	17.6 %
⑩ 一人当たりの公園面積	1.73 m ²
⑪ 樹木本数	5,541 本
⑫ 樹木密度	13.2 本/ha

〔みどりの指標〕



② 主な取組

- みどりの核である2つのめぐろの森でのみどり・いきものの保全を推進とともに、保存樹木・保存樹林制度、生産緑地制度等を活用し残存するみどりの保全・育成に努めます。中根公園では、生物多様性保全林の指定に向けた取組により、区民とともに自然環境の保全・回復を図る活動を進めています。
- 駒沢通り、目黒通りや呑川本流・柿の木坂支流・駒沢支流緑道・九品仏川緑道沿いのみどりを区民や企業と協働で充実させることでエコロジカルネットワークを強化し、歩行者が憩うことのできる空間の整備を推進します。
- 八雲4丁目の公園不足解消に向けた取組を推進します。
- 地区南部においてポール遊びのできる公園整備など、区民の意向を踏まえた公園等の機能再編に取り組みます。

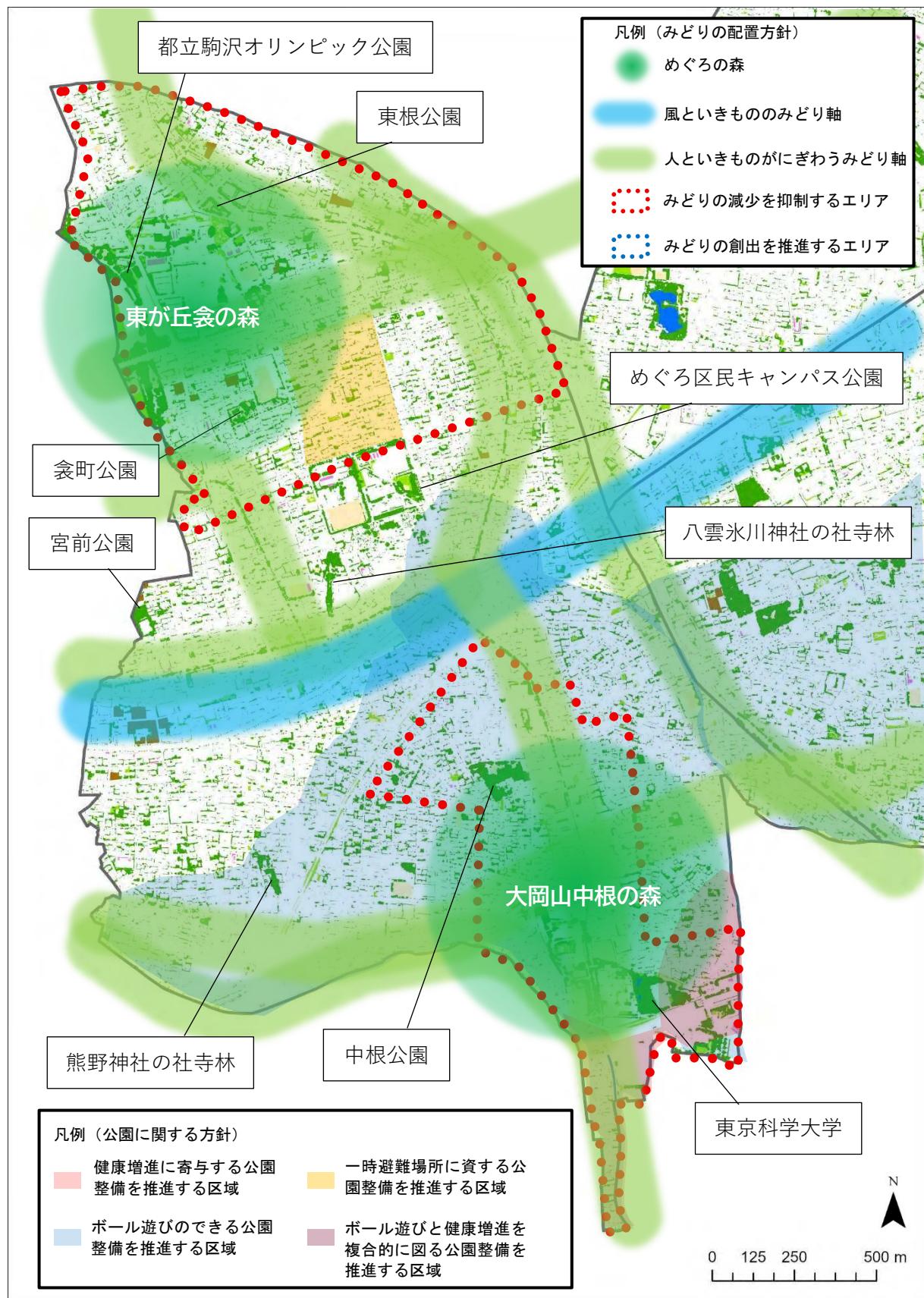


図10-19 西部地区における方針図

第11章

進み具合の確認

11-1 計画の進行管理

変化し続ける社会情勢や区民のニーズに対応するため、PDCA サイクルにより施策の効果を検証し、適宜見直しを行います。

具体的には、「第6章 私たちの未来の姿と目標」に示す計画の目標、「第7章 私たちができること」及び「第8章 施策の方向性(連携してすすめること)」に示す指標をモニタリングし、取組状況を確認するとともに、庁内検討部会やアンケート等で区民意向を適宜反映しながら、必要に応じて施策や制度等の見直しを行います。

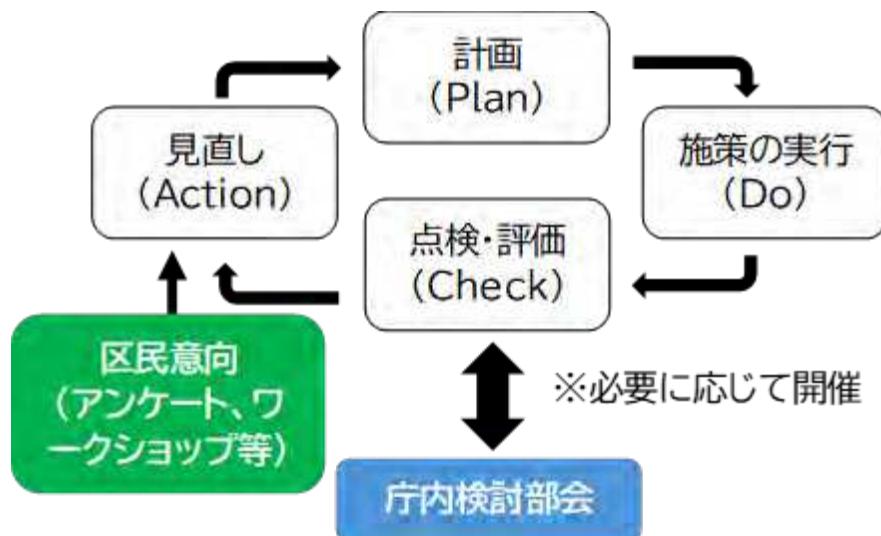


図 11-2 本計画の進行管理のイメージ(PDCA サイクル)

① 計画(Plan)

本計画で掲げた将来像を実現するための計画の目標や成果指標を定めます。区民、事業者、行政それぞれの取組内容を検討し計画を立案します。

② 実行(Do)

本計画で定める施策の推進にあたっては、関係部局間の連携・協力が不可欠です。また、関係部局はもとより、区民、事業者や関係機関との連携・協力を図りつつ、取組を推進していきます。成果指標に基づき、施策や事業が効果的に実施されているかを管理していきます。

③ 点検・評価(Check)

本計画の進捗状況は、昭和 47(1972)年度から定期的に実施している「みどりの実態調査」等の結果等を踏まえ、点検・評価するとともに、結果は区の HP で公表します。また、必要に応じて、庁内検討部会を開催し、助言・提言などを求めていきます。

④ 見直し(Action)

成果指標の達成具合や自然環境・社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。見直しの際には、区民、事業者等の意見を幅広く反映していきます。

資料編

第1項 計画改定の経緯

平成30年12月5日～ 12月25日	区政に対する意識調査（めぐろの未来アンケート） 実施
令和5年4月1日～ 令和6年3月15日	みどりの実態調査 実施
令和5年6月8日～ 6月30日	目黒区世論調査 実施
令和6年4月～ 令和7年3月	いきもの調査（令和6年度生物相現況把握調査） 実施
令和6年9月～ 令和7年3月	公園利用実態調査 実施
令和7年1月19日及び 令和7年1月27日	区民ワークショップ（みどり・いきものワークショップ） 実施
令和7年2月26日	第1回目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会 ●目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略改定スケジュールについて ●目黒区のみどりと生物多様性の現状と課題について
令和7年5月7日	第2回目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会 ●計画の基本理念・将来像案、目標の設定について ●施策の進捗状況及び見直しの考え方について
令和7年6月26日	第3回目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会 ●新計画の骨子案について ●新計画の施策体系案について
令和7年8月6日	第4回目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会 ●目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略の改定素案について
令和7年9月28日	目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略 公園見学会 ●駒場野公園、菅刈公園、中目黒公園の見学 ●みどりの普及啓発、ボランティア育成・活動支援拠点などの事業紹介 ●目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略の改定素案についての意見交換
令和7年11月27日 ～令和7年12月26日	目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略に対するパブリックコメント実施
令和8年2月●日	第5回目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会 ●目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略改定素案に対するパブリックコメント実施結果について ●目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略改定案について

第2項 懇話会の設置

委 員	構 成	氏 名	所属団体等
座長	学識経験者	栗田 和弥	東京農業大学地域環境科学部造園科学科助教
副座長	関係団体	佐藤 留美	NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事
委員	学識経験者	坂井 文	東京都市大学都市生活学部都市生活学科
委員	学識経験者	須田 真一	東京大学総合研究博物館研究事業協力者
委員	関係団体	杉村 昇一	目黒区農業振興運営協議会会長
委員	関係団体	坂本 尚史	NPO 法人 菅刈ネット 21 理事長
委員	区民公募	石原 令大	—
委員	区民公募	中川 求美	—
委員	区民公募	吉川 智美	—

(令和7年2月現在：敬称略)

第3項 生物多様性ハンドブック

1. いきものに配慮した植栽^{注)}

表 12-1 鳥を呼ぶ木一覧

	樹種	高さ(m)	果熟期(月)	実の色	陰陽	乾湿	さし木
常緑 低木	マンリョウ	0.2~2	10~12	赤	陰	湿	●
	ヤブコブシ	0.2	12~2	赤	陰	中	●
	ヒサカキ	10	10~11	紫・黒	中	乾	●
	マサキ	2~6	10~12	橙・赤	陰	湿	●
	ネズミモチ	2~6	10~11	紫・黒	陽	湿	●
	イヌツゲ	2~6	10~11	黒	陰	適湿	●
常緑 高木	モッコク	7~15	10~12	紅	陽	湿	▼
	クロガネモチ	6~18	11~12	紅	陽	適湿	●
	シラカシ	20	秋季	どんぐり	陰	中	▼
落葉 低木	ガマズミ	1.5~4	10~11	紅	陽	適湿	●
	ウメモドキ	2~5	10~11	紅	陽	適湿	▼
	ニシキギ	3~8	10~11	黄紅	陽	適湿	●
	ムラサキシキブ	3~5	10~11	紫	半陰	湿	●
	マユミ	6~9	10	紅	陽	適湿	●
	ズミ	3~6	9~10	紅	陽	適湿	●
	ツルウメモドキ	ツル性	11~12	黄・赤	陽	適湿	●
落葉 高木	ムクノキ	20	10~12	黒	半陰	適湿	▼
	イイギリ	10~15	10~12	赤	陽	湿	▼
	カイノキ	20	10~11	黄・赤	陽	適湿	▼
	エノキ	10~20	10	赤・褐	半陰	湿	▼
	ウメ	3~6	(花の蜜)	紫・紺	陽	適湿	●
	クサギ	3~10	10~12	紫・紺	陽	適湿	●
	ミズキ	~20	8~10	紫・黒	陽	湿	●
	ヤマザクラ	6~12	6~7	紫・黒	陽	適湿	▼
	コナラ	20	秋季	どんぐり	陽	中	▼

注) 樹種の選択にあたっては在来種に配慮する

●つきやすい ●ふつう ▼つきにくい

表 12-2 虫を呼ぶ木や草一覧

食樹	ミカン類 クスノキ フジ エノキ	アゲハ・クロアゲハ等 アオスジアゲハ ウラギンシジミ ゴマダラチョウ等
食草	ソラマメ シロツメクサ カタバミ スイバ ハナダイコン	ウラギンシジミ ツバキシジミ ヤマトシジミ ベニシジミ ツマキチョウ
吸蜜植物	フジウツギ ハギ クサギ ネムノキ	マツヒヨウモン等 キタキチョウ等 アゲハ等 アゲハ等
その他	イチジク(実) カキノキ(実) クヌギ(樹液)	ルリタテハ・カナブン類等 クワガタ・カナ分類等



図 12-1 鳥やチョウの植物の例



写真左：オオフサモ 右：オオキンケイギク

3. 人間にとて有害ないきものの考え方

自然界の中ではすべてのいきものが何らかの役割を果たしていることを認識したうえで、人間の影響で環境変化が進んだ結果地域本来の生態系を大きく変質させてしまういきものや、人間への危害が想定されるものに対しては、被害を発生させないように努めていく必要があります。すがたが気持ち悪いなどの不快生物に対しては、安易な薬品散布等の駆除を避けます。

表 12-3 いきものに配慮した緑地の整備・管理の例

区分	チェック内容
全体	地域の歴史、風土、7つの「めぐろの風景」を活かした設計、整備、管理とする
	動植物のモニタリング等による専門調査を継続し、自然の推移や変化に対して対応しながら管理する
	表土の保全と活用を図る。地面・草地の保全、水辺地の保全を図る
	地域の参加を促進しながら緑地の管理運営等を定める
	小規模な緑地でも樹名板や地域のいきものを紹介する標識等の設置など、環境学習や活動への参加誘導の効果も配慮する
樹林形成	保全を重視した樹林では、間伐による樹木の世代交代を含め、弱った樹木の間伐、外来種の低減等、樹林全体の育成を図る。新規植栽は、在来種を中心とする
	雑木林では、地域住民等による萌芽更新手法による管理を図る
	樹林更新のため後継樹を育成する階層構造をつくり、林縁部は林内の過度な乾燥を防止し、小動物の生育の場となるマント・ソデ群落を保全する
草地の管理	パッチ状に草丈を変化させるなど、刈り方の工夫をした管理を行う。立地に応じて同じ種でも群落の高さを変えることも検討する
竹林の管理	目黒式竹林管理の手法を参考に育成。切り出しの量・時期、林床の下刈り、面積規模による伐採の量・時期に着目し管理する
落ち葉の管理	落ち葉や落下した枯れ枝を樹林内に堆積させ、林床を保全する。雑木林では、林床の野草育成のため初冬期の適度な落ち葉かき等も行う
	広場や園路等の樹林以外に落ちた枯れ葉は、園内に落ち葉だめ(落ち葉ンク)を設置し、住民等の活動による腐葉土づくり等に活用する
	スミレ等武蔵野の野草を目標指標種として、林内の生育環境を整備する

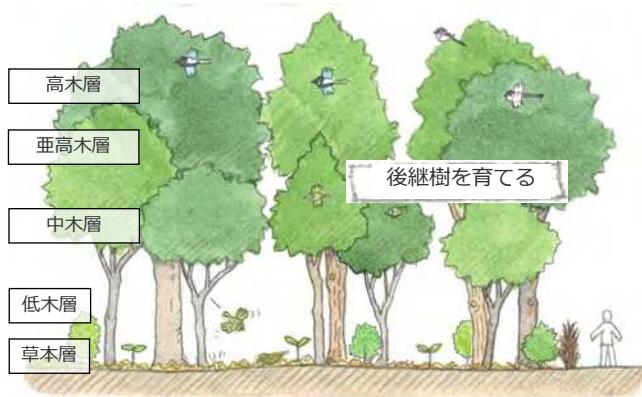


図 12-2 樹林の階層構造と林床の保全

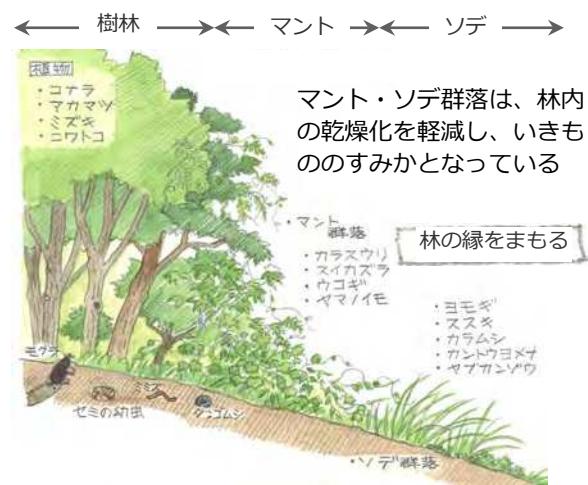


図 12-3 林縁部のマント・ソデ群落の保全



図 12-4 萌芽更新のイメージ

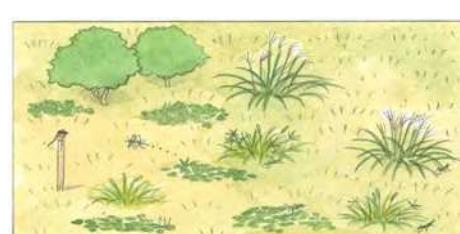


図 12-5 草地の管理は、刈り込む高さや刈る時期に差を設け、パッチ状に草高に変化を持たせる

区分	チェック内容
園路等	林内では、園路と人の踏み込まない場所を区分けする バリアフリーに配慮しながら、なるべく人工的な舗装を行わない園路とする
土留め・園路柵	見切り(立ち入り禁止区域・観察路の境)は、縁石ブロックの代わりに丸太や太めの剪定枝、そだ柵等を利用する。縁石に変化をつけいきものの移動に配慮する
いきもの誘致の工夫	いきものの生息環境となるエコスタッフ(ウロ穴、立ち枯れ木、林内に落ち葉や枯れ枝を残す、石積み、剪定枝を置く等)を設置する
	トンボの止まり木、ヤゴの登る水辺の植物の植栽、護岸の傾斜等を確保する
	有機農法等を推進し、花粉を運ぶいきものを誘致する
種子の活用	どんぐりからの苗の育成や、表土を保全することで埋土種子集団の活用を図る
有害生物等	農薬・殺虫剤等をなるべく使用しない対処方法を検討する
サイン	看板、由来や歴史のガイド、いきものや生物多様性の解説、樹名板・種名版の設置など通行人もしくは利用者へ提示する説明型表示板に工夫をこらす
池・流れ・水田等の水域	ビオトープ池などの水際にエコトーンをつくる環境・植生等の管理を行う。じゃぶじゃぶ池はいきものへ配慮をする。ケルネル田んぼの水路を保全する
	周辺の水田の畦(あぜ)、水路、土手などを多様ないきものが見られる場所とする

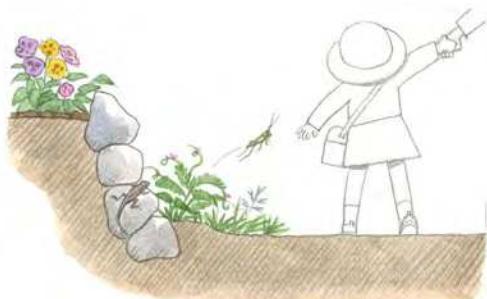


図 12-6 縁石外側の工夫例(碑文谷公園「花の公園」)



図 12-7 いきもの誘致の工夫例(竹を束にしてつるとドロバチやハキリバチなどが巣づくり)

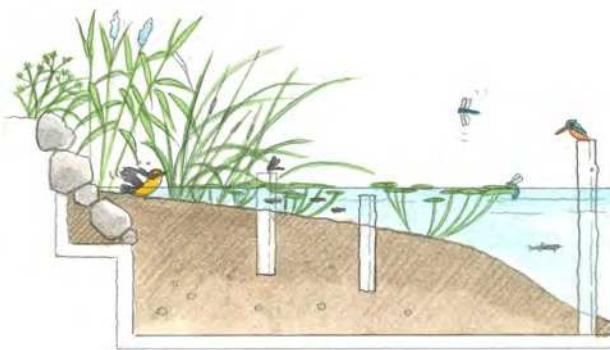


図 12-8 浅瀬をつくり水辺のエコトーンを確保

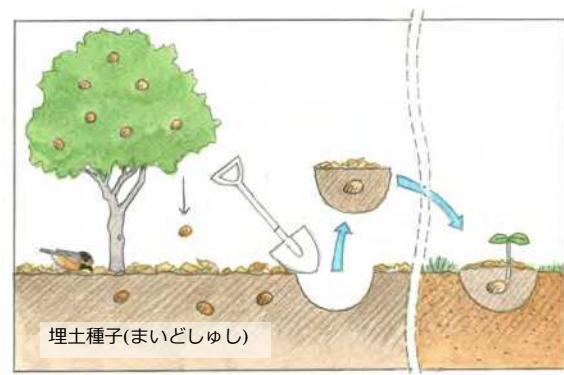


図 12-9 表土の保全と埋土種子の活用



立ち入らないエリアの見切り例



石積に変化をつけ野鳥が水浴びしやすいように工夫



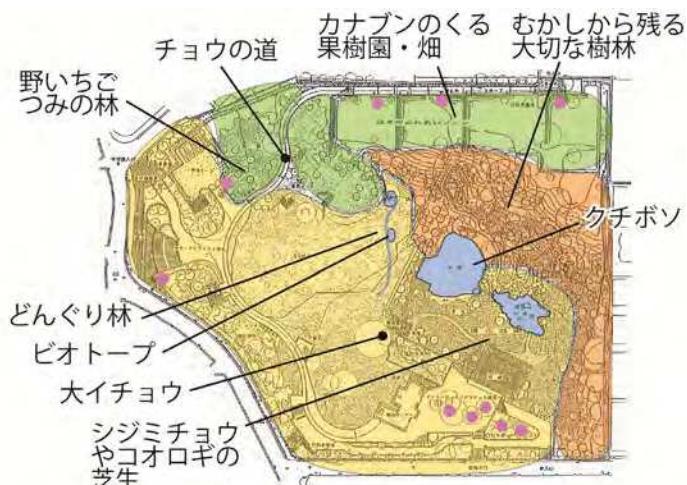
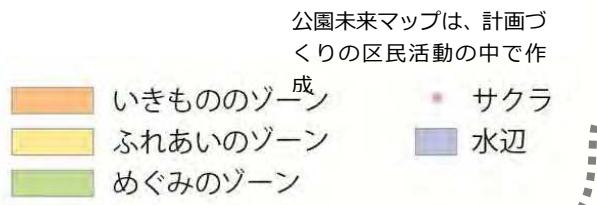
エコスタッフの例 剪定枝を積み上げ、トカゲなどの動物のすみかをつくる(駒場野公園)

4. いきものに配慮した緑地育成のためのゾーニング

表 12-4 ゾーニングの区分

区分	緑地育成(生物多様性の保全、回復、利用)の方向(【構成樹例】はP175 参照)
いきもののゾーン	<p>[主な機能] 自然林。樹林地の保全、野鳥等の繁殖や小動物の越冬地、動植物の生息・生育地の確保、地下水のかん養</p> <p>[形態] まとまりのある樹林地。樹木や草地と一体となった水辺池。樹林地内は原則人が立ち入らない。個々の樹木より全体の森を育成する管理手法の導入。管理用の園路(踏み込み路の明確な区分け)、落ち葉や枯れ枝の堆積等による林床の保全(樹林内の落ち葉、落下枝、倒木、剪定枝の林内処理)、エコトーンの育成、エコスタッフ、水場、実のなる木、吸蜜植物の植栽等いきものの生息・生育に配慮した環境づくり、説明型表示板の配備、観察施設</p> <p>[活動] 保全活動、観察会・いきもの発見隊の実施、動植物調査、生物多様性保全林での活動、落ち葉ンク、そだ柵づくり、メディアボード等の作成等</p>
ふれあいのゾーン	<p>[主な機能] 花木・庭園の観賞、運動、レクリエーション、散策等</p> <p>[形態] 庭園、梅園、野草園、花壇、散策コース、遊びの森、説明型表示板の配備等</p> <p>[活動] 散歩、観察、お花見、写生、遠足、みどりのレクリエーション等</p>
めぐみのゾーン	<p>[主な機能] 里山・里地。樹林の更新、果実・きのこ等の収穫、耕作、学習</p> <p>[形態] 雜木林、果樹園、きのこ栽培地、水田、畑、草原、管理ヤード、落ち葉ンク、倉庫、説明型表示板の配備等</p> <p>[活動] 体験活動、観察会、動植物調査、落ち葉ンク、そだ柵づくり等</p>

《いきものに配慮した公園等のゾーニング例》

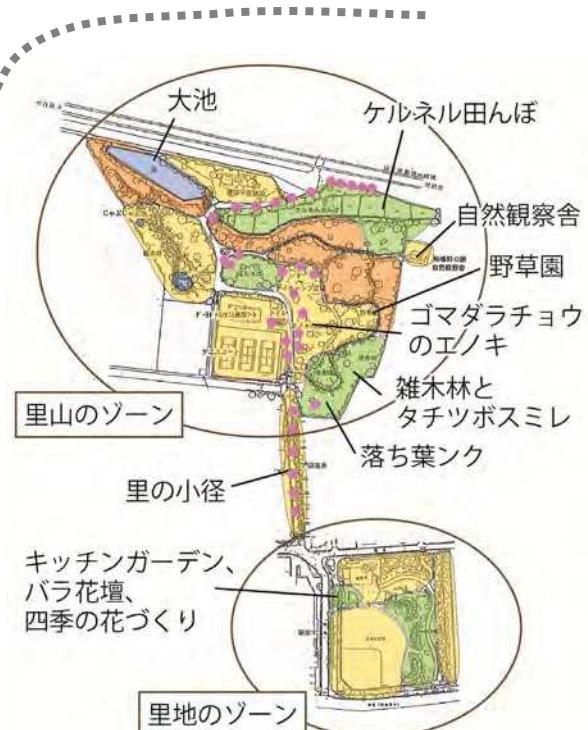


■ 崖線に残る樹林が特徴の公園(菅刈公園)

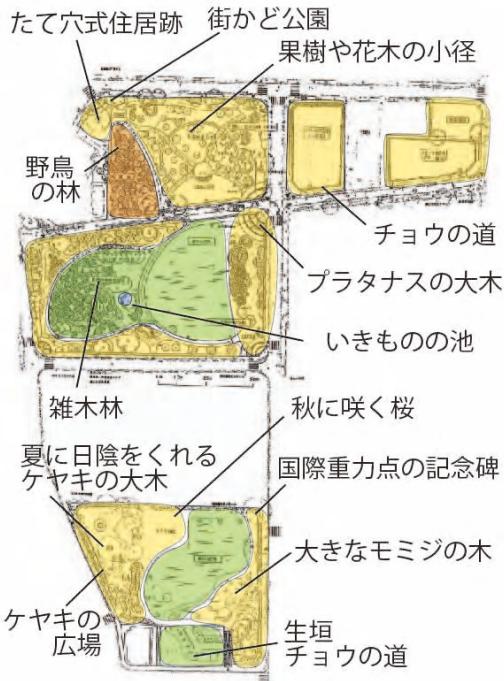
[公園未来マップ] 面積 2.0 ha
斜面の林は大切に守られてツタや野いちごに縁どられ、程よく湿った林床には厚く落ち葉が積もり、クワガタやカブトムシなど多くのいきものが見られます。池にはトンボが飛びかい、メダカやオタマジャクシが泳ぎ、目黒川から水鳥が飛んできます。雑木林や畑では、子どもたちがお年寄りから教わりながらシタケや野菜を栽培するなど、里山・里地の活動が盛んに行われ、地域コミュニティの核となっています。

■ 里山の環境が残る公園(駒場野公園)

[公園未来マップ] 面積 3.9 ha
いきものとふれあう原体験の場として、田んぼや萌芽更新による雑木林の景観、野菜畑やきのこの栽培、炭焼きなど、里山・里地の情景が地域ぐるみの活動に支えられ、伝えられています。家庭の生ごみや公園の落ち葉からつくる堆肥づくりや、ホタルの小さな光が届く水辺の環境づくりが行われ、地域の学校やさまざまな団体が関わり、自然と共生するまちづくりの拠点になっています。自然観察舎では、自然クラブの子どもたちもリーダーとして活躍します。

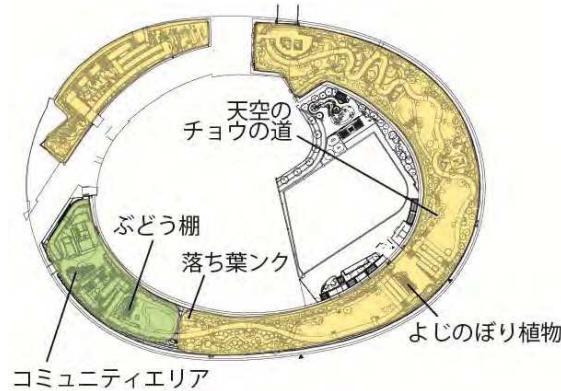


■台地上に整備された公園(東山公園)



[公園未来マップ] 面積 2.1 ha
ビオトープにはカワヂシャやシロバナタンポポなど在来種の野草が芽生え、メダカが泳ぎます。広場では縄文遺跡について環境学習が行われ、子どもたちはブレーリーダーに見守られながら木登りを楽しみ、自然の中での遊びを満喫しています。雑木林では落ち葉かきや萌芽更新で、人と自然のふれあい豊かな森が育ちます。

■新しい風景の屋上公園(目黒天空庭園)



■大きな池のある桜の名所の公園(碑文谷公園)

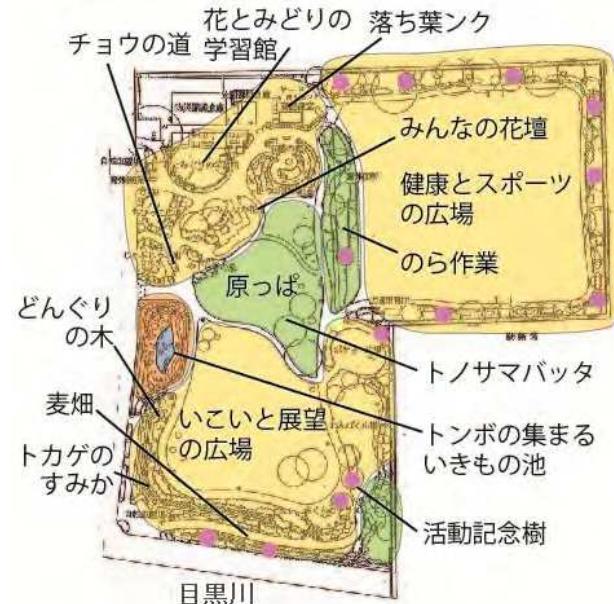
[公園未来マップ] 面積 4.4 ha
碑文谷池は、ガマなど水草の茂る岸辺でむかしから見られたヨシノボリやテナガエビが育ちます。池の周囲には先人の植えた樹木や後継樹が繁り、土の面が大切にされ、落ち葉は木々を育てる土に戻ります。花の公園では園路沿いにエノコログサなどが緑のベルトを作っています。草はらにはトンボやバッタがすみ、ミツバチが飛来しチョウの道がつくられ、いきものがより豊かになっています。ボートやポニーに乗って、小動物とふれあう子どもたちの歓声が聞こえます。春には見事に咲いたサクラを楽しみ、地域コミュニティの拠点となります。

■花とみどりの学習館がある公園(中目黒公園)

[公園未来マップ]

面積 2.2 ha

みんなの花壇や菜園などの四季の彩りの中で、成長した木々が、心地よい木陰を作っています。公園内の落ち葉や剪定枝は土に還元され、子どもたちは野菜の収穫に歓声を上げます。いきもの池にはメダカが泳ぎ、雑木林には樹液を求めてクワガタが集まり、日なたが保たれている原っぱでは親子がトノサマバッタやチョウを追いかけています。広場では子どもたちが思いきり身体を動かしています。花とみどりの学習館を拠点にさまざまなボランティア活動がつながり、地域の人々に自然と共生する豊かな感性が育まれています。



[公園未来マップ]

面積 0.7 ha

四季の花々にチョウが訪れ、屋上とは思えないほど豊かなみどりが木陰をつくります。甘い香りを探すと、ブドウのつるにはたくさんの実がつき、子どもたちは野菜づくりに夢中で、収穫を楽しみにしています。



5. いきものに配慮した植栽の例

(1) 抱点緑地の構成樹種の例

○ いきもののゾーン 在来種

高木 アオハダ、アカガシ、アカシデ、アカマツ、イタヤカエデ、イヌザクラ、イヌシデ、イロハモミジ、ウワミズザクラ、エゴノキ、エノキ、オオモミジ、オニグルミ、カシワ、カツラ、クサギ、クヌギ、クマシデ、クリ、クロマツ、ケヤキ、コナラ、コハウチワカエデ、コブシ、ゴンズイ、サワラ、シキミ、シラカシ、スダシイ、ダンコウバイ、トチノキ、ネムノキ、ハクウンボク、ハルニレ、ヒサカキ、ホオノキ、マンサク、ミズキ、ムクノキ、ムクロジ、メグスリノキ、モチノキ、ヤブニッケイ、ヤマグワ、ヤマザクラ、ヤマボウシ、ヤマモモ、リョウブなど

低木 アセビ、アキグミ、アブラチャソ、イヌツゲ、イヌビワ、イボタノキ、ウツギ、オトコヨウゾメ、ガクアジサイ、ガマズミ、カマツカ、クサイチゴ、クサボケ、クロモジ、サンショウウ、シモツケ、タラノキ、ツリバナ、トベラ、ニシキギ、ニワトコ、ノイバラ、ノリウツギ、ハコネウツギ、ハナイカダ、ハマヒサカキ、フジウツギ、マユミ、マンリョウ、ミツバツツジ、ムラサキシキブ、モミジイチゴ、ヤブコウジ、ヤブデマリ、ヤマコウバシ、ヤマツツジ、ヤマハギ、ヤマブキ、ユキヤナギなど

つる	アケビ、キツタ、サネカズラ、スイカズラ、ツタ(ナツツタ)、ツルウメモドキ、ティカカズラ、ノブドウ、フジ、ミツバアケビ、ヤマブドウなど
----	--

○ ふれいあいのゾーン(庭園・公園樹、街路樹。在来種も利用します)

高木 イイギリ、ウメ、エドヒガン、オオシマザクラ、オオヤマザクラ、オガタマノキ、カナメモチ、カリン、キリ、キンカン、キンモクセイ、クスノキ、クロガネモチ、ゲッケイジュ、コウヤマキ、コヒガン、ザクロ、サルスベリ、シダレザクラ、ソメイヨシノ、タイサンボク、ハクモクレン、ハナカイドウ、ハナズオウ、ハナノキ、ハナミズキ、ハナモモ、ヒトツバタゴ、ヒメリソゴ、モクレン、モッコク、コズリハ、ユリノキ、ライラック、コスラウメなど

低木 アベリア、エニシダ、オウバイ、クチナシ、サツキ、ジロヤマブキ、ジンチョウゲ、ドウダンツツジ、バラ、ヒュウガミズキ、ビヨウヤナギ、ボケ、ミヤギノハギ、ムクゲ、レンギョウなど

○ めぐみのゾーン(雑木林、果樹園の樹木)

雑木林の木 アケビ、イヌザクラ、イボタノキ、ウグイスカグラ、ウツギ、ウワミズザクラ、エゴノキ、カシワ、ガマズミ、カラタチ、キブシ、クサイチゴ、クサギ、クヌギ、クリ、クロモジ、コナラ、コブシ、サンシュユ、タラノキ、ニワトコ、ノイバラ、ハコネウツギ、ホオノキ、ヤブコウジ、ヤブデマリ、ヤマザクラ、ヤマブキ、ヤマフジ、マンサク、モミジイチゴ、リョウブなど

果樹園の木 イチジク、ウメ、カキ、サクランボ、チャ、ナシ、ナツミカン、ナツメ、ブドウ、モモなど

(2) 外来生物法で植栽等が規制されている種類

○ 特定外来生物植物リスト 2024年7月1日時点

アゾラクリスター、アレチウリ、ウトゥリクラリア・インフラタ、ウトゥリクラリア・プラテンス、エフクレタヌキモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオフサモ、スバルティナ属全種、ツルヒヨドリ、ナガエモウセンゴケ、ナガエツルノゲイトウ、ナルトサワギク、ビーチグラス、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、ミズヒマワリ、ルドヴィギア・グランディフロラ

第4項 用語解説

用語		説明	ページ
あ	いきもの	P15 参照	
	いきもの池・原っぱクラブ	中目黒公園を活動の拠点とし、ピオトープ池や原っぱの保全活動を行っている公園活動登録団体のこと。	P132,144,174
	いきもの気象台・いきもの気象台観察ノート	区の事業。いきもの情報の募集・発信を行う。自然環境の変化を区民参加調査や専門調査、文献等で調べ、集計結果を『いきもの住民台帳』『いきもの気象台観察ノート』など『めぐろグリーンデータブック』としてまとめ、区立図書館や区のホームページなどで公開している。いきもの調査の参加者は、「自然通信員」として登録している。	P136
	いきもの住民会議	P44 参照	P2,4,44,57,85,87,103,109,123
	いきもの住民台帳	P40 参照	P40,45,95,117
	いきもの発見隊	P45 参照	P45,117,173
	インクルーシブ遊具	年齢、障害の有無、体格や能力差、文化・言語の違いなどに関わらず、できるだけ多くの子どもが一緒に安全に楽しめるよう設計された公園遊具・遊び空間のこと。多様性を前提に「誰もが参加できる遊び」を実現するユニバーサルデザインの考え方に基づいている。	P82,121
	インタープリター	自然環境に関する幅広い知識や技術を習得し、自然観察や体験活動を通じて自然の魅力などわかりやすく伝える専門家・解説者のこと。	P123
	ウグイスの初音	春になって初めてウグイスがさえずること。	P19
	エコ園芸	自然環境を考えた循環型園芸のことで、無農薬、有機栽培で種から苗を育てるところから始めるもの。中目黒公園の活動登録団体さーくる・ガーデン・クラブ (C・G・C) が実践している。	P121
	エコスクール	環境を考慮した学校施設	P121
	エコスタッフ	P49 参照	P49,114,121,143,150,172,173
	エコラベル	環境ラベルとも言われる。環境ラベルは製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、	P117

		1)「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、2)事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3)ライフサイクルアセスメントを基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある（環境白書）。	
	エコロジカル ネットワーク	P95 参照	P2,5,69,79,94,95, 101,114,138,139, 140,155,157,159, 161,163
	エコロジカル ネットワークの 構成要素	「めぐろの森」「まちの樹林」「いきものの道」「いきものの庭」の4つを設定。	P2
	江戸のみどり登 録緑地	在来種を積極的に植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表する制度。	P53,127
	エリアプラット フォーム	行政、まちづくり会社、企業、住民、地域団体などが集まり、地域の将来像を議論し、具体的なまちづくりの取組を推進するための場のこと。	P53,128
	エリアプッシュ 通知	ユーザーが特定のエリア（地理的範囲）に入った・滞在した・離れたなどのトリガーに応じて、スマートフォンアプリへ自動配信される通知のこと。	P126
	屋上緑化率	屋上緑化可能な面積に対し、屋上緑化されている面積の割合。	P62
	オープンスペー ス	都市内における広場、公園、河川等、建築物のない空間を指す。	P86,119,128
	落ち葉ンク	区の事業。造語。公園や小学校、保存樹林等に設置している落ち葉だぬ。落ち葉を預けて土（腐葉土）を引き出すの意。「落ち葉をごみにしない」という考え方で、平成 11（1999）年の「20世紀の生きものたち記録委員会（区自然環境基礎調査で設置）で示された。学習活動として落ち葉等を腐葉土にするための切り返し作業を行う中で、ミミズやダンゴムシ、カブトムシの幼虫といった、土をつくるいきのたちとの出会いがある。できた腐葉土は、花壇や畑などで利用。	P114,118,171, 173
か	階層構造	森林は様々な高さの植物が集まって成立しており、その垂直的な配列をいう。高木層、亜高木層、低木層、草本層、コケ層が代表的な階層。	P48,105,171

	外来生物・外来種	人間によって、本来見られる地域外に持ち込まれたいきもの。荷物への付着や、靴底について種が運ばれるなど意図的でないものもある。海外起源の外来種（国外外来種）ばかりでなく、日本の他の地域から持ち込まれたものを国内外来種という。外来種の中でも、在来種の絶滅につながるおそれがあるなど、生態系や人間の生活に大きな影響を及ぼすようなものを、侵略的外来種という。海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で指定されているものを「特定外来生物」という。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。区内で記録されている特定外来生物は、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオフサモ、アレチウリ（植物）、アライグマ（ほ乳類）、ソウシショウ、ガビショウ（鳥類）、カミツキガメ、ハナガメ（は虫類）、ウシガエル（両生類）、カダヤシ、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギル（魚類）の計13種。条件付特定外来生物はアカミミガメ（は虫類）、アメリカザリガニ（甲殻類）の計2種。（2025（令和7）年3月までの記録）。	P4,40,41,58,91,110,112,115,116,126,170,171,175
	外来生物の取り扱い	外来生物被害予防三原則として、私たち一人一人のとるべき姿勢を表した環境省が作成したスローガン。魚類や哺乳類などの動物ばかりではなく、昆虫や植物なども対象である。 1.入れない～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない 2.捨てない～飼っている外来生物を野外に捨てない 3.拡げない～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない	P58,91
	崖線	河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのこと。	P32,46,51,138,143,144,173
	カーボンニュートラル	ある活動や組織、製品のライフサイクル全体で排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を、吸収や削減、オフセットにより実質ゼロに	P10,17,100

		する考え方。排出をゼロにするのではなく、排出量と吸収量が均衡して差し引きゼロになる状態を指す。	
	甘諸（かんしょ）祭	江戸で甘諸普及に尽力した青木昆陽を顕彰し、秋の収穫に感謝する年中行事。	P19
	旧前田家本邸	旧加賀百万石前田家の第16代当主前田利為（としなり）の本邸として昭和4（1929）年に歐州建築の粋を集めて建築された建物など。駒場公園。平成25（2013）年度に、国の重要文化財に指定された。	P18,124,155
	吸蜜植物	チョウや野鳥などが蜜を吸うために訪れる植物。	P105,134,170,173
	区民による身近な生物調査	区の事業。区民参加による身近な自然調査。自己調査型には、ウグイス初音調査、シジュウカラ巣箱モニター、身近ないきもの（指標種）調査等があり、イベント型には、駒場野自然クラブ、いきもの発見隊、小学校ビオトープ調査等がある。	P40,56,104
	グリーンインフラ	自然が本来もつ機能をインフラとして活用し、治水・減災、環境保全、景観形成、地域活性化など複数の便益を同時に実現する考え方および施策群の総称。コンクリート主体のグレーインフラだけに頼らず、植生、土壤、水辺、生態系サービスを組み合わせるのが特徴である。日本では国土交通省や環境省が推進し、気候変動適応やレジリエンス強化の有力手段として位置づけられている。	P7,10,17,77,79,90,94,119,125,136,148
	グリーンクラブ	P50 参照	P4,50,57,73,85,86,87,88,103,110,117,123,126
	グリーンデータブック	区民が見つけたいきものたちを、これまでに区が行った「みどりの実態調査」や「自然環境基礎調査」の結果と一緒に取りまとめたもの。	P45,116
	ケルネル田んぼ	駒場農学校時代の試験田で、駒場野公園に残されている田んぼ。明治14（1881）年ドイツ人ケルネルが、駒場農学校の教師としてドイツより着任以来、後身の東京農林学校、東京帝国大学農科大学を通じて帰国するまで、近代日本における農学の基礎づくりに大きな影響を与え、とくに水田土壤の研究とイネ作肥料の研究に多くの業績を残した。農学校での近代農業の普及に	P125,132,142,172

		は、群馬県前橋市富士見町出身の篤農家船津伝次平も大きく貢献している。	
	原体験	記憶の底にいつまでも残る幼い頃の体験で、大人になってからも影響を与え続けると言われている体験。	P102,132,173
	公園活動登録団体	公園の清掃・花壇管理等の維持管理活動や、地域住民を対象としたイベント企画運営活動を行うボランティア活動団体。「住民参加による公園活性化のための要綱」(平成13(2001)年2用要綱制定)により区が登録し、区は一定の支援を行う。	P4,50,73,85,87,123,132,133,143
	駒場野自然クラブ	P132 参照	P132
	昆明・モントリオール生物多様性枠組	2022年12月のCOP15(生物多様性条約締約国会議)で合意された、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復に向かうための世界共通の行動枠組のこと。	P7,8
さ	在来種	ある地域に生息・生育している自然分布の動植物の種。亜種等も含む。区では、1982~1985年に行った植生調査(目黒区産動植物目録:昭和59(1984)年:目黒区)で、自生とされたものを設定。	P114,145,150,170,171,174,175
	さえずり	鳥類で、主にオスが繁殖期に出す美しい声のこと、種によって異なる。さえずりの意味として、ひとつにはメスへの求愛、また、自分の存在を他のオスに知らせる「なわばり宣言」が挙げられる(日本野鳥の会HP)。	P36
	坂道ウォーキング	区の事業。坂の多い地形を利用し、文化や観光だけでなく、健康づくりを提案したもの。33箇所の坂を網羅したウォーキングマップが販売されている。	P122
	サクラ基金	区の事業。区が管理する桜を守るために区民や事業者から寄付を募り、桜の保護・植替え・植栽等を行うための基金。平成26(2014)年創設。	P76,124
	里山・里地	人里近くにあって人々の生活と結びついた山・森林(雑木林等)・里。「里山イニシアチブ」は、COP10を機に持続可能な自然の利用方法として、日本が世界に提唱しているもの。かつての里山は、薪炭林などとして長期利用をするため、人の手が適度に入ることによって、生態系が豊か	P8,9,35,46,51,54,55,103,106,109,128,132,142,144,173

		に保たれていたとして、人と自然の関係のモデルにしている。	
	支谷	本谷から枝分かれしている小さい谷のこと。	P24
	自然共生サイト	P9 参照	P9,53,127
	自然観察舎	駒場野公園にある全区施設。自然体験や環境学習の啓発、雑木林等の保全等のボランティア活動の拠点。	P102,110,121,128,132,142,173
	自然通信員	区の事業。身近な自然の観察記録を区に報告をするボランティア。記録は生物季節や経年変化の把握などに活かされている→いきもの気象台。	P4,28,40,43,44,52,75,90,103,110,116,117,136
	借地公園	民間の土地所有者と地方公共団体が貸借契約を結んだ土地に公園整備を行う制度。平成 16 (2004) 年の都市公園法改正によって、貸借契約の期間満了により公園管理者の権限が消滅した場合にも都市公園の区域の廃止を行うことができることが明確にされ（法第 16 条）、例えば企業の保有する遊休地等土地所有者が都市公園用地を提供しやすい環境が整備された。	P151
	社寺林	神社や寺にあるまとまりのある大きな樹林。神社の樹林は鎮守の森とも呼ばれることがある。	P8,34,68,86,110,124,144,146,149,157,158,159,160,161,162,163,164
	森林環境譲与税	国内の森林整備や林業の担い手確保、木材利用促進などに充てるために、国が市町村・都道府県へ毎年度配分（譲与）する目的税。2019 年度に創設され、恒久措置として運用されている。財源は国税（森林環境税：個人住民税に年 1,000 円上乗せ、2024 年度から賦課）で、これを各自治体に按分している。	P118
	自由が丘森林化計画	自由が丘商店街振興組合が中心となって、自由が丘の街にみどりを増やす計画でプランターの設置や花の種の配布等の活動を行う。	P53
	住区、住区住民会議	区の生活圏域として、主に小学生の生活領域に相当し、近隣社会としてまとまりを持つことができる地域として区全体を 22 の区域にわけ設定したもの。住区単位に住区住民会議が組織されコミュニティ活動が行われている。	P64,109,143
	樹木の保全協議制度	区みどりの条例により一定要件の樹木等を伐採しようとするときに区と保全に関する協議を行	P113,136,148,149,150

		う制度。	
	樹木被覆地	上空から見て樹木で覆われている土地。	P60,69,84
	循環型社会	限りある資源を効率的に利用し、廃棄物を減らしながら、資源を繰り返し使うことで、環境への負荷を最小限に抑える社会のこと。	P91,92,98,100,112,118
	食育	「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること（健康めぐろ 21）。食育基本法第3条では、食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の意や理解が深まるよう配慮されなければならない、としている。	P125
	植生	ある範囲内に生育する樹木や草本など全植物の集団。	P132,143,172
	ステークホルダー	ある事業やプロジェクト、組織の活動によって利害関係（利益・不利益・影響）を受ける、または影響を与える当事者の総称。	P7
	巣箱モニター	区の事業。区が配布するシジュウカラ（区の鳥）の巣箱を庭等に設置し、巣作りや巣立ちヒナ数を観察し、調査票により区に報告する。昭和59（1984）年から実施。	P4,43,116
	生態系サービス	人間の暮らし・産業・文化に対して自然（生態系）が提供している有益な機能や恵みの総称。食料や水といった「供給サービス」、気候の安定や水質浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な癒しといった「文化的サービス」、そしてそれらを支える土壤形成や栄養循環などの「基盤サービス」が含まれる。	P16
	生産緑地	都市計画の地区のひとつ。防災性の高いオープンスペースとして、また貴重な緑地として、良好な都市環境の形成に寄与する農地等のうち、適正に管理されたものを指定し、その保全に努めている。令和7（2025）年3月現在指定地区数は、12地区で、指定面積は約1.89haとなっている。	P12,31,87,119,136,146,163
	生物多様性	P16 参照	
	生物多様性基本法	生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするととも	P11,21

		に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律（環境白書）。	
	生物多様性国家戦略	生物多様性国家戦略は、生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画（環境省）。	P8,9,90
	生物多様性条約・生物多様性条約締約国会議	生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約（環境白書）。会議（COP）が2年に1度開かれており、平成22（2010）年には、愛知県名古屋市で第10回締約国会議（COP10）が開催された。同時に開催された生物多様性国際自治体会議では、都市部は世界の人口の半数以上の人々が集中し（国連資料）生物多様性の恩恵を受けていることから、市民が自然に親しめ、生物多様性に配慮した都市環境を管理することや、生物多様性に関する意識啓発などが重要という愛知・名古屋宣言を行った。	P7,8,21
	生物多様性地域戦略	『野鳥』をみどりのつながりのシンボルなど、都市における生物多様性確保のシンボルとしてとらえ、自然と共生する社会を目指す「野鳥のすめるまちづくり」をテーマとしている。未来のすがたを「野の鳥の歌が聞こえるまち」として、まち全体にみどり豊かな環境をつくりだし、野鳥などの身近ないきものとのふれあいが広がり、自然と共生する暮らしを誰もが実践している社会を目指す。ささえあう生命の輪 ^{いのちのわ} は、「生物多様性」を言い換えた言葉。	P2,4,5,6,11,41,56,90,168
	生物多様性保全林	永続性がある一定規模以上の緑地についてエリアを指定し、みどりの保全やいきものの生息拠点としての機能向上を図り、いきものの生息拠点となっている区内の公園や公共施設等の場所。	P4,46,85,86,87,114,136,142,143,145,149,155,159,163,173
	絶滅のおそれのある野生生物（レッドリスト）	絶滅のおそれのある野生生物のリスト。国や地域単位で作成している。レッド（赤い色）は、『危ない』という意味で用いている。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による希少野生動植物種の指定の際などに利用。	P40,144

	<p>区独自の調査によるレッドリスト作成はないが、区で見られた野生動植物に対して、国のレッドリスト又は東京都のレッドリスト（区部）に該当する種に対する区分を当てはめている。国は第4次レッドリスト（環境省計画）2020（令和2）年）、東京都は、東京都レッドリスト（本土部）2020年版見直し版による。指定の区分は次のとおり。</p> <p>〔環境省レッドリストの区分〕</p> <p>絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）、絶滅危惧ⅠA類（ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高いもの）、絶滅危惧ⅠB類（ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高いもの）、絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）、準絶滅危惧（現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）、情報不足（評価するだけの情報が不足している種）</p> <p>〔東京都レッドリストの区分（抜粋）〕</p> <p>絶滅（当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育栽培下を含めすでに絶滅したと考えられるもの）、野生絶滅（当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの）、絶滅危惧Ⅰ類（減少要因が引き続き作用する場合に野生での存続が困難な種）、絶滅危惧ⅠA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）、絶滅危惧ⅠB類（近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）、絶滅危惧Ⅱ類（減少要因が引き続き作用する場合、近い将来 CR+EN に移行することが確実な種）、準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）、情報不足（環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの）、留意種（現時点では絶滅のおそれはないと判断されるため、</p>
--	---

		上記カテゴリーには該当しないものの、①～⑧の選定理由（原典参照）のいずれかに該当し、留意が必要と考えられるもの）	
	ゼロカーボンシティ	2050 年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにすることを目指すと首長自ら、または地方自治体として公表した地方自治体のこと。目黒区は令和4年2月にゼロカーボンシティを目指すことを表明している。	P14,91,92,112,118
	雑木林	里山に形成される人の手で維持、育成される樹林。関東地方では、クヌギやコナラなどの広葉樹の樹林が多い。十数年に一度萌芽更新を図り、伐採した材を炭作りや、シイタケ栽培などに用いた。	P18,31,37,50,51,104,106,132,142,143,144,146,171,173,174,175
	そだ柵	粗朶（そだ）は、切り取った木の枝のこと。そだを組んでつくる柵がそだ柵で、里山等で見られる。	P46,51,54,55,118,142,150,172,173
た	鷹狩り	飼い馴らしたハヤブサ、オオタカ、ハイタカなどのタ力を放って野禽（やきん）、小獣を捕えさせる狩猟。	P27
	地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。生産者と消費者の距離が縮まり、健康や環境に良いものの提供を行うもの。地域の生産者と消費者の連携が密になることで、コミュニティ形成に役立ち、独自の文化などの発展にも寄与するといわれている。	P79,104,119,125
	チョウの道	チョウの通る道。	P55,138,174
	鎮守の森	神社の境内やその周辺に広がる森のことを指し、地域の守護神（鎮守）をお祀りする場を取り巻く植生帯のこと。日本各地の集落形成と深く結びつき、宗教・文化・生態の各側面で重要な役割を果たしている。	P32,105,106
	デジタルアーカイブ	歴史的・文化的価値のある資料や文書などをデジタルデータ化し、長期的に保存・活用するための仕組みのこと。劣化や紛失を防ぎ、いつでもどこからでもアクセスが可能なため、研究、教育、地域振興などで活用が進んでいる。	P48,126,136
	東京グリーンビズ	「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、都民や企業など様々な団体とともに、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進める、100年先を見据えた緑のプロジェクトのこと。	P11,12,90

	どんぐ林（りん）活動	区の事業。クヌギやコナラのどんぐりをポット等で育て、公園や学校に雑木林を育成する活動。地域や児童等の参加を図る。区民キャンパス公園開園時の活動で始められた。	P46,117
	都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する必要な事項を定めた法律。平成 17（2005）年の景観法の制定にあわせて改正された（旧名称は都市緑地保全法）。都市公園法及びその他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律とあわせて、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。	P21,90
な	二十四節気	太陽の運行をもとに、1 年を約 15 日ごとに 24 節に分け、その区切りとなる最初の日に、その時季の自然の現象をあてはめて作られた 24 の暦。むかしは月の運行にもとづく太陰暦（旧暦）を使っていたので、暦の月日と季節変化がそろわない場合があり、農作業など季節に応じた作業をするのに不便だったためつくられた。節気は立春から始まる。	P19
	ネイチャー・ポジティブ	生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復に転じる」ことを社会全体の目標に据える考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030 年までに自然の劣化を反転、2050 年に自然と社会の調和的な共生を実現することを指す。2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で目標として掲げられ、国内では、2023 年 3 月に閣議決定した生物多様性国家戦略 2023-2030 において 2030 年までにネイチャー・ポジティブを達成する目標が掲げられている。	P5,7,8,9,10,11,17,90,91,92,94,98,100,112,113
	ネーミングライツ	公共施設や民間施設、イベント、道路・橋梁などに対して、一定期間、企業や団体が命名権を購入し、名称に自社名やブランド名を付す権利のこと。	P128
は	花とみどりの学習館	中目黒公園にある全区施設。園芸や土、身近な自然に接する経験を通して、自然環境への理解を深めるなどの学習やみどりのボランティア活動の拠点。	P110,121,127,132,133,144,174

	パッチ状	複数のものが入り混じっている状態。	P105,171
	パークコーディネーター	地域や市民との連携で公園づくりを行う専門スタッフのこと。	P123
	バリアフリー	年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安全かつ円滑に利用できるように「物理的・情報的・制度的な障壁（バリア）」を取り除く考え方と、そのための設計・施工・運用の総称。	P85,87,121,126,172
	ヒートアイランド現象	都心域の気温が郊外に比べ高くなる現象で、等温線を書くと島状に見えるためヒートアイランド（熱の島）といわれる。人工排熱（冷暖房・自動車）の増加や、自然地（土・水面・緑地等）の減少が原因で引き起こされる（環境基本計画）。	P17,66,68,98,113,142
	ビオトープ	いきものの生息する場所のことをいう。都市内などでは、多様ないきものたちが形づくる小規模な生態系をビオトープとして捉え、小学校では環境を考えた総合学習などに幅広く利用されている。	P16,18,32,35,41,42,50,54,106,113,114,115,120,121,133,143,149,172,174
	節成きゅうり（ふしなりきゅうり）	きゅうりの品種。かつての目黒の産物のひとつ。	P19
	船入場（ふないりば）	中目黒1丁目の田楽橋上流付近の目黒川に残されている、船を引き入れて荷揚げをするために川幅を広げた部分。場所により深さに変化があるようにつくられていて、水辺のいきものがすみ易い場所を提供している。平成13（2001）年には自然石を積んだ島を設置し、多摩川の河口近くからシオクグやアイアシが移植され、生育している。	P28,157,158
	萌芽更新	樹木は、伐採後に切り株や根から新しい芽（これを「萌芽」と呼ぶ）が伸びる。このような樹木の性質を利用して伐採後に森林を造成する手法を萌芽更新という。	P104,106,144,146,171,173,174
	保存樹木等（保存樹木、保存樹林、保存生け垣）	目黒区みどりの条例、同施行規則に基づいて、保存樹木、保存樹林、保存生け垣として指定し、維持管理費の一部を所有者・管理者に対して助成する制度。また、区が定める基準に該当する国や都の所有・管理している樹林を、同意を得て環境保全林として指定する制度もある。所有者は、これら保存樹木等や環境保全林を第三者に譲渡しようとする場合に買取の請求を区に行うことができる。	P34,85,87,94,113,136,148,149,150,159,161,163

ま	マルシェ	フランス語で「市場」を意味し、農産物や手工芸品など、生産者が消費者に直接販売するイベントのこと。	P79,128
	マント・ソテ群落	植生のタイプ。森林の外側に発達するツル植物や小低木が繁茂する場所。マント群落は、森林内への風の吹き込みを防ぎ、カーテン群落ともいわれる。	P171
	みどり	P15 参照	
	緑施策の新展開	生物多様性基本法に基づく東京都の生物多様性地域戦略。	P11
	蜜源植物	ミツバチが蜜や花粉を採取する、ミツバチの食料となる植物のこと。	P53
	みどりの散歩道	区の事業。区内に設定された遊歩道。身近な公園や、神社、お寺などを結んだ 9 コースがあり、コースガイドが販売されている。目黒区版のエコツーリズム（地域の自然や文化等について知識を有する者から案内または助言を受け、自然や文化の保護に配慮しながらそれらと触れ合い、知識及び理解を深めるための活動）の推進事業のひとつ。	P102,122,123,147
	みどりの実態調査	目黒区みどりの条例に基づき、定期的に実施する区内の緑の実態に関する調査。昭和 47（1972）年度、52（1977）年度、60（1985）年度、平成 4（1992）年度、16（2004）年度、26（2014）年度、令和 5（2023）年度に実施している。	P25,45,60,61,62,65,68,69,70,71,72,73,74,75,84,151,154,166,168
	目黒区環境基本計画	P14 参照	P14,90
	目黒区基本構想	P13 参照	P13,14,90,92,
	目黒区景観計画	P74 参照	P74,124
	目黒区都市計画マスタープラン	P14 参照	P14,90,124,154
	目黒区みどりの基本計画	P3 参照	P3,4,5,64,168
	目黒式竹林管理	かつての目黒で行われていたモウソウチク林の管理方法	P171
	目黒天空庭園	区立の立体都市公園。首都高速道路大橋ジャンクションの上部を利用	P18,35,41,42,66,143,156,174
	目黒のさんま祭り	目黒区民まつりの中で行われるイベント。落語「目黒のさんま」に因んだまつりで、毎年 9 月	P18,124

		に開催される。気仙沼市民から「新鮮なさんま」が贈られる。	
	めぐろの森	P34 参照	P2,4,34,35,36,37,38,58,69,90,95,114,140,141,142,143,144,145,146,147,149,155,156,157,158,160,162,163,164
	モニタリング	定期的に物事や事象の変化を調べること。生物多様性の確保のために、動植物の分布等をモニタリングしていくことが重要とされている。	P142,149,166,171
	森のみどり人、(もりのみどりすと)	区の事業。自然観察や萌芽更新作業など、里山の環境を保全する活動を行っている公園活動登録団体。	P51,132
や	谷戸(やと)	谷あいになった地形。区には川の名に谷戸前川があり、緑道名(谷戸前川緑道)として伝えられている。	P39
	有機農法	化学肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法のこと(農林水産省HP)。	P172
	ユニバーサルデザイン	年齢・障がい・身体状況・言語・文化などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が「同じものを、同じ方法で、安心して使える」ように最初から計画・設計する考え方。バリアフリーが主に「障がい者や高齢者の障壁を取り除く改修」を指すのに対し、ユニバーサルデザインは新築や改修の段階から普遍的な使いやすさを織り込む点が特徴。	P122
ら	落語「目黒のさんま」	落語の話のひとつで、区が舞台になっている。	P18
	緑化計画制度	条例等に基づく緑地等の附置義務制度。区では、駐車場の設置や、敷地面積200平方メートル以上の建築行為等を行うときに、あらかじめ緑化についての計画書の提出及びその内容の履行を義務付けている。	P53,87,90,120,149,150
	緑化重点地区	P149 参照	P149
	緑視率	人の視野に占める樹木などの「みどりの面積」の割合。	P95,101

	緑被率	上空から見て、樹冠や草地などみどりで覆われた面積が占める割合。	P3,4,10,60,71,84,88,90,91,101,148,155,157,159,161,163
	林床	森林の樹下の環境。林を構成する高木の種別により、草や低木、動物、菌類などが独特の生態系を構成する。	P36,105,114,171,173
N	NbS (Nature-based Solutions)	P7 参照	P7,90,92
O	OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)	P8 参照	P8,9,90,101
P	Park-PFI (Park Private Finance Initiative)	都市公園における民間活力導入のための制度で、正式には公募設置管理制度と呼ばれている。民間事業者が飲食・物販・宿泊などの収益施設を設置・運営し、その収益を活用して園路・広場・トイレ・遊具などの公園施設の整備や維持管理を一体で担うスキームのこと。	P128
S	SDGs(Sustainable Development Goals)	P6 参照	P5,6,17,90,92
W	Well-Being	「Well-Being」とは、心身ともに、そして社会的に満たされた状態を指す。令和6年5月21日に閣議決定された第六次環境基本計画では、環境保全を通じて、現在および将来の国民一人ひとりの生活の質や幸福度（ウェルビーイング／高い生活の質）を向上させることを最上位の目的に掲げている。	P5,10,91,99,100,112,121,151,
	30by30	P8 参照	P8,9